第５次

# 福井市障がい者福祉基本計画
# （素案）

令和９年　月

福　井　市

# 目　次


第１章　計画策定の趣旨
１　計画策定の背景と目的 ..... 1
２　計画の位置づけ ..... 2
３　計画期間 ..... 3
４　計画の策定体制 ..... 4
５　計画の進行管理 ..... 4

第２章　障がい者福祉を取り巻く現状
１　人口と障がい者手帳所持者の推移 ..... 5
２　障がいのある人の状況 ..... 6
３　障害福祉サービスの提供状況 ..... 16
４　障害児通所支援の提供状況 ..... 21
５　障がいのある児童・生徒の状況 ..... 25

第３章　計画の基本的な考え方
１　基本理念 ..... 27
２　施策の方向 ..... 27
３　施策体系 ..... 30

第４章　施策の展開
施策の方向１　互いに理解を深め、尊重する社会づくり ..... 31
個別施策１　障がいに対する理解の促進 ..... 31
個別施策２　権利擁護の推進 ..... 32
個別施策３　情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の推進 ..... 34
施策の方向２　毎日の暮らしを充実させ、自分らしく活躍できるための支援 .. 37
個別施策１　雇用・就労の促進 ..... 37
個別施策２　スポーツ・文化芸術活動などを通じた社会参加の促進 ..... 39
個別施策３　保育・教育活動、日中活動の充実 ..... 41
施策の方向３　一人ひとりに応じた切れ目のない支援 ..... 42
個別施策１　相談支援体制の充実 ..... 42
個別施策２　障害福祉サービスの充実 ..... 44
個別施策３　保健・医療サービスの充実 ..... 46
個別施策４　発達障がい児者支援の充実 ..... 48
施策の方向４　安心して生活できるまちづくり ..... 51
個別施策１　バリアフリーの推進 ..... 51
個別施策２　災害時の支援体制づくり ..... 54

# 第１章

## 計画策定の趣旨

## 1　計画策定の背景と目的

本市では、これまで「福井市障がい者福祉基本計画（第 1 次～第 4 次）」を策定し、国の制度改正や社会情勢の変化、本市の実情を踏まえながら、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。

また、平成 31 年 4 月には「福井市手話言語及び障がい者コミュニケーション条例」を施行し、手話が言語であることへの理解促進と、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進を図ってきました。

一方で、近年、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

令和 3 年 6 月の障害者差別解消法の改正による合理的配慮の提供の義務化や、令和 4 年 5 月の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、令和 7 年 6 月の手話施策推進法の施行などにより、障がいのある人の権利擁護や情報保障の重要性はますます高まっています。

また、令和 3 年 9 月の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行により、医療的ケア児とその家族への支援が推進され、令和 8 年 7 月の法改正では、支援対象が医療的ケア者や重症心身障害児者等へ拡大されるなど、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の充実が求められています。

加えて、デジタル化の進展や災害への対応の重要性が高まる中、多様な障がい特性に配慮した情報保障やコミュニケーション支援、安心して地域で暮らし続けるための支援体制の充実も必要です。

本市においても、障がい福祉サービス利用者の増加、障がい児支援や医療的ケア児者支援の充実、障がい者本人やその家族の高齢化、地域生活への移行の推進などを背景として、支援ニーズは多様化・複雑化しています。また、障がい福祉サービス事業費についても全国的な傾向と同様に増加しており、今後もサービス需要の拡大が見込まれています。

このような国の制度改正や社会環境の変化、本市の現状や課題を踏まえ、障がいのある人一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし、自らの意思に基づき主体的な生活を送ることができるよう、新たな課題や多様化するニーズに対応した施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

このため、現行の第 4 次福井市障がい者福祉基本計画の取組を継承・発展させるとともに、新たな制度や社会環境の変化に的確に対応し、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第 5 次福井市障がい者福祉基本計画」を策定し、障がいのある人もない人も互いを認め合い、ともに生きる共生社会の実現を目指します。

○近年の障害者関連法整備の主な動向

| | 主な動向 |
|---|---|
| 令和 3 年 | 6 月「障害者差別解消法」改正・公布<br>・民間事業者による合理的配慮の提供を義務化<br>9 月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行<br>・医療的ケア児及びその家族に対する支援を社会全体で推進することを規定<br>・医療的ケア児とその家族の日常生活における支援や相談体制の整備について、国・地方公共団体の責務を明確化 |
| 令和 4 年 | 5 月「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行<br>・障がいのある人の情報取得、情報利用及び意思疎通支援に関する施策を総合的に推進 |
| 令和 5 年 | 4 月「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第２期）」開始（計画期間：令和 5～9 年度）<br>・障がい者の文化芸術活動への参加機会の充実及び社会参加の促進 |
| 令和 7 年 | 6 月「デジタル社会の実現に向けた重点計画」策定<br>・行政手続きのオンライン化やデジタル化の推進<br>・障がいのある人の情報アクセシビリティの向上やデジタルデバイド対策の推進<br>同月「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」施行<br>・手話を学びやすい環境の整備<br>・手話に関する理解促進及び手話文化の保存・継承の推進 |
| 令和 8 年 | 7 月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」改正（令和 9 年 4 月施行予定）<br>・支援対象を医療的ケア児から医療的ケア者や重症心身障害児者等へ拡大<br>・ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の充実<br>・日常生活支援、就労支援、住まいの確保、ピアサポート、災害時支援等の充実<br>・医療的ケア児等支援センター機能の強化 |

## 2 計画の位置づけ

「福井市障がい者福祉基本計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」として位置づけられるものであり、本市の障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組

むべき施策を示すものです。

本市の最上位計画である「第九次福井市総合計画」では、政策 7「福祉・健康に関する政策」において、「障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援する」という方向性を示しており、「第 5 次福井市障がい者福祉基本計画」はこれらの方向性を施策レベルにおいて具体化し、実行につなげる個別計画としても位置付けます。

なお、この基本計画の分野別の実施計画に相当するものとして、本市では「福井市障がい福祉計画・福井市障がい児福祉計画」を策定しており、これは障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」、及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービス及び障害児通所支援の提供と相談支援体制の確保計画の方向性を示すものです。また、発達障がい児者支援に関わる実施計画として、「発達障がい児者支援計画」を策定しています。

| | |
|---|---|
| **障がい者福祉基本計画** | |
| 障害福祉サービスの提供体制の整備だけでなく、保健・医療・教育・社会参加・災害時の支援など、本市の障がい者施策の総合的な展開・推進を図るための計画　（障害者基本法11条3項） | |
| 実施計画 | 障がい福祉計画 |
| | 障害福祉サービス及び相談支援などの提供体制の確保に関する事項等を定める福祉計画（障害者総合支援法88条1項） |
| | 障がい児福祉計画 |
| | 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める福祉計画（児童福祉法33条の20　1項） |
| | 発達障がい児者支援計画 |
| | 精神障がいの中でも大部分を占める発達障がいの支援に関する事項等を定める福祉計画（発達障害者支援法） |

本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、県の「福井県障害者福祉計画」を踏まえるとともに、本市の「福井市地域福祉計画」、「オアシスプラン（福井市老人保健福祉計画、介護保険事業計画）」、「健康ふくふくプラン 21（福井市健康増進計画）」「福井市こども未来計画」、「福井市教育振興基本計画」などの関連する計画との整合を図っています。

## 3　計画期間

「福井市障がい者福祉基本計画」の計画期間は、令和 9 年度から令和 14 年度までの 6 年間とします。

なお、関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

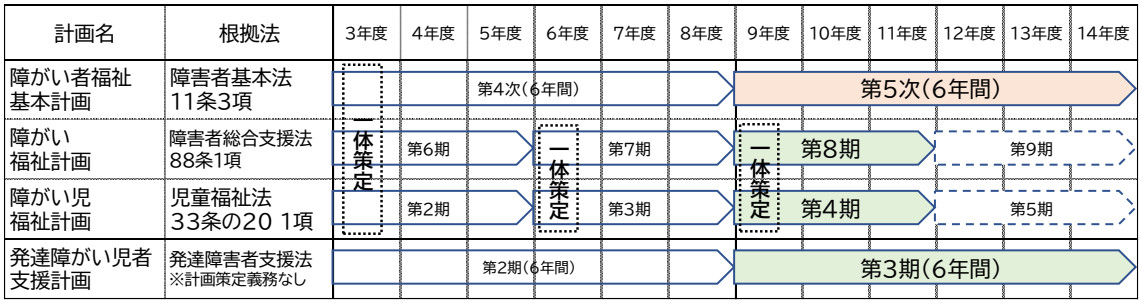


※「福井市障がい福祉計画・福井市障がい児福祉計画」の計画期間は、国の方針に基づき、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間としています。

## 4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい者代表、関係行政機関、関係団体、市民代表で構成される福井市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会において、策定に必要な事項等の調査審議を行いました。

また、市民、当事者、障がい福祉サービス事業所、一般企業を対象にアンケート調査を実施し、実情や意向・ニーズ等を踏まえた実効性のある計画策定のための基礎資料とするとともに、パブリック・コメントを実施し、市民の意見を広く聴取する機会を確保しました。

なお、「福井市障がい福祉計画・福井市障がい児福祉計画」の策定に関しては、障がい者団体、障害福祉サービス事業者、保健・医療・教育・雇用等の関係機関により構成される福井市障がい者自立支援協議会に、「発達障がい児者支援計画」の策定に関しては、学識経験者、専門相談機関、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関により構成される福井市発達障がい児者専門支援者検討会に、それぞれ意見を伺い、計画に反映しています。

## 5 計画の進行管理

福井市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会において、施策の推進について必要な事項等を調査審議し、計画の進行管理を行います。

# 第２章

障がい者福祉を取り巻く現状

## 1　人口と障がい者手帳所持者の推移

本市の総人口は、平成 7 年をピークに減少に転じており、令和 8 年まで人口減少が続いている一方、65 歳以上の高齢化率は上昇傾向が続いています。

障がい手帳所持者数は、平成 30 年から令和 5 年までの間でやや減少しましたが、人口減少が進む中、総人口に占める手帳保持者の割合は令和 3 年以降に高くなり続けています。

（単位：人）

| | | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総人口 | | 258,198 | 256,435 | 254,502 | 252,666 | 250,751 |
| | 65歳以上 | 76,409 | 76,160 | 76,378 | 76,213 | 76,454 |

（各年4月1日）

（単位：人）

| | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 障がい者手帳所持者合計数 | 15,076 | 15,012 | 15,045 | 15,018 | 15,077 |
| 総人口に占める手帳所持者の割合（%） | 5.84 | 5.85 | 5.91 | 5.94 | 6.01 |

（各年3月末）

＜人口と障がい者手帳所持者の割合の推移＞

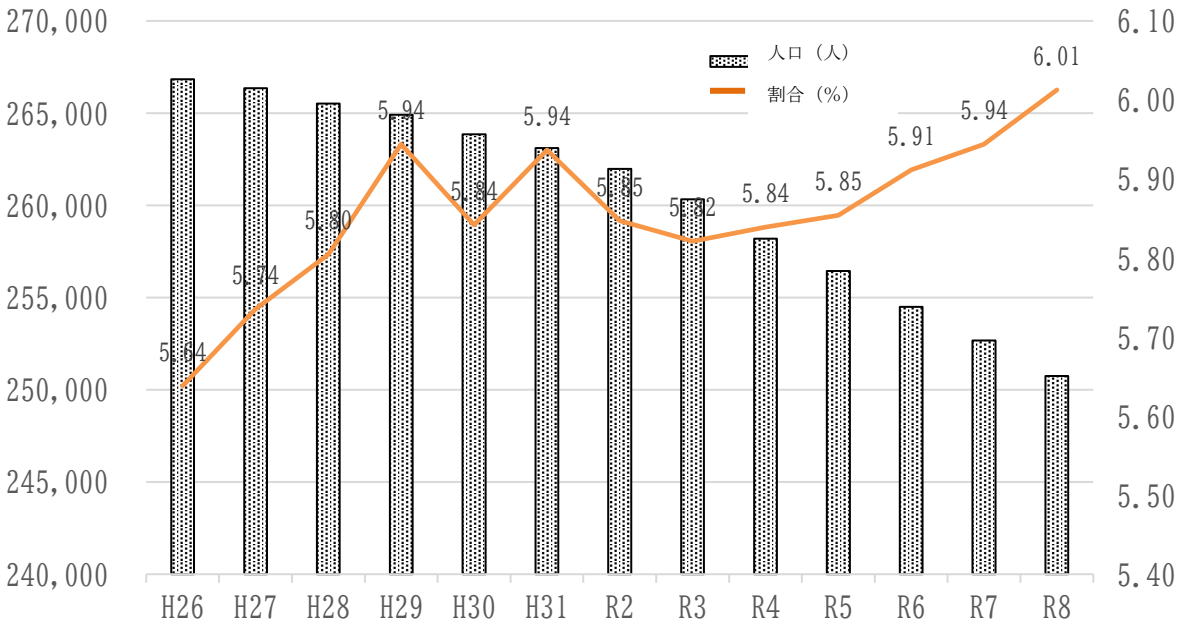

## 2 障がいのある人の状況

### （１）障がい者手帳所持者の推移

令和 4 年から令和 8 年の手帳所持者の総数は、ほぼ横ばいとなっています。

障がい種別でみると、令和 4 年から令和 8 年で、身体障害者手帳所持者は 888 人（8.9%）の減少となっている一方、知的障がいのある方に交付される療育手帳所持者は 193 人（8.9%）の増、精神障害者保健福祉手帳所持者は 696 人（24.1%）の増と大幅に増加しています。

また、手帳所持者全体に対する障がい種別の割合は、身体障害者手帳が最も高く 60.6%で、次いで、精神障害者保健福祉手帳 23.8%、療育手帳 15.6%となっています。

（単位：人）

| | | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 障がい者手帳所持者合計数 | | 15,076 | 15,012 | 15,045 | 15,018 | 15,077 |
| | 身体障害者手帳 | 10,020 | 9,763 | 9,576 | 9,278 | 9,132 |
| | 療育手帳 | 2,164 | 2,204 | 2,251 | 2,313 | 2,357 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | 2,892 | 3,045 | 3,218 | 3,427 | 3,588 |

（各年3月末）

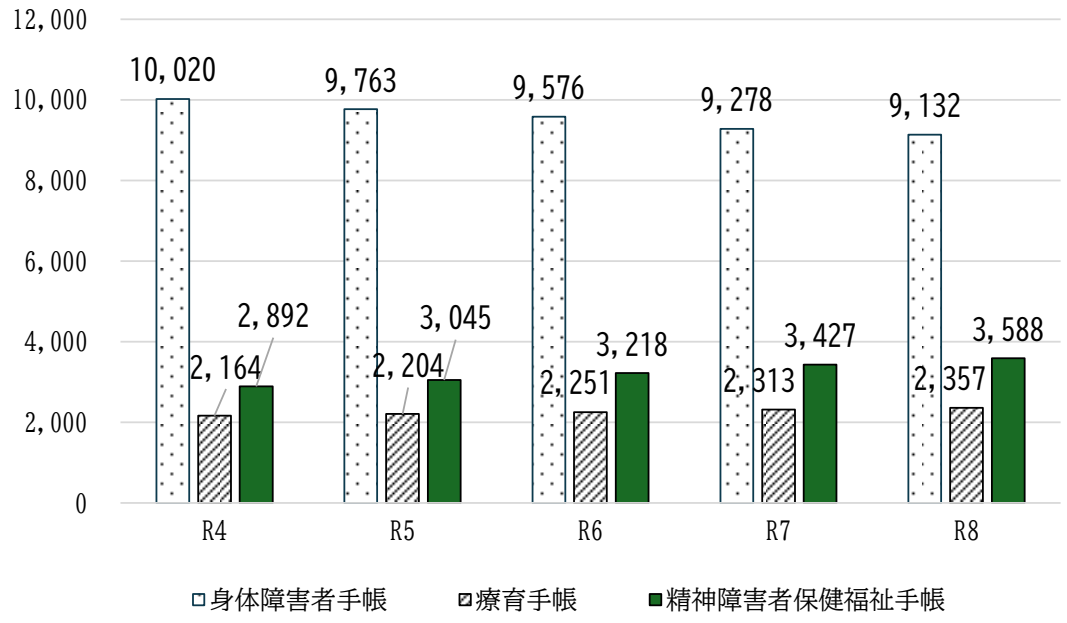

## （２）身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者は年々減少しています。令和８年において、等級別では１級が最も多く 31.6％を占めており、障がい福祉区分では肢体不自由が最も多く 48.3％を、年齢構成別の割合では 65 歳以上の割合が最も高く 76.0％を占めています。

＜等級別の所持者数＞　　（単位：人）

| | １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和４年 | 3,051 | 1,405 | 2,076 | 2,489 | 428 | 571 | 10,020 |
| 令和５年 | 3,012 | 1,353 | 2,019 | 2,370 | 440 | 569 | 9,763 |
| 令和６年 | 3,000 | 1,355 | 1,962 | 2,287 | 437 | 535 | 9,576 |
| 令和７年 | 2,917 | 1,335 | 1,896 | 2,191 | 424 | 515 | 9,278 |
| 令和８年 | 2,884 | 1,315 | 1,844 | 2,167 | 415 | 507 | 9,132 |

（各年３月末）

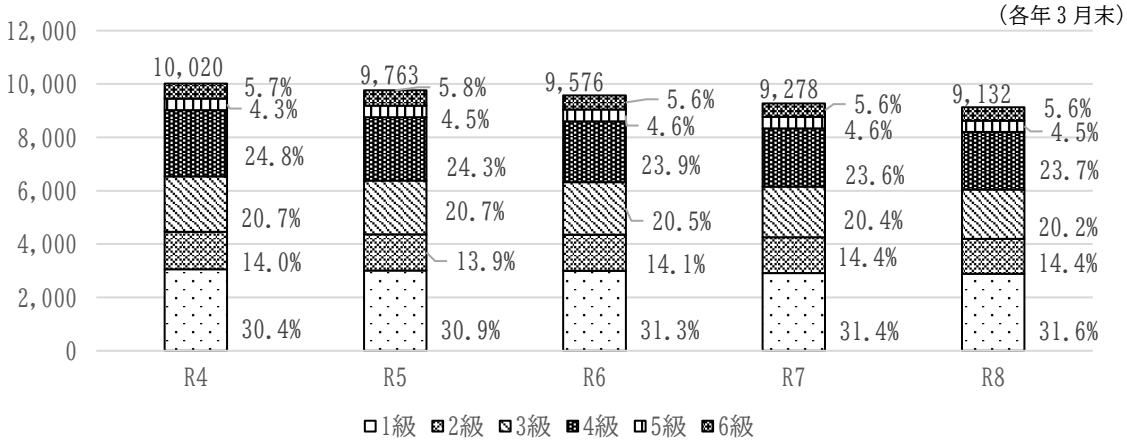


＜障がい区分別の所持者＞　　（単位：人）

| | 視覚 | 聴覚 | 音声言語 | 肢体 | 内部 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和４年 | 630 | 868 | 116 | 5,174 | 3,232 | 10,020 |
| 令和５年 | 618 | 861 | 113 | 4,965 | 3,206 | 9,763 |
| 令和６年 | 623 | 840 | 114 | 4,773 | 3,226 | 9,576 |
| 令和７年 | 618 | 813 | 110 | 4,546 | 3,191 | 9,278 |
| 令和８年 | 621 | 807 | 110 | 4,407 | 3,187 | 9,132 |

（各年３月末）

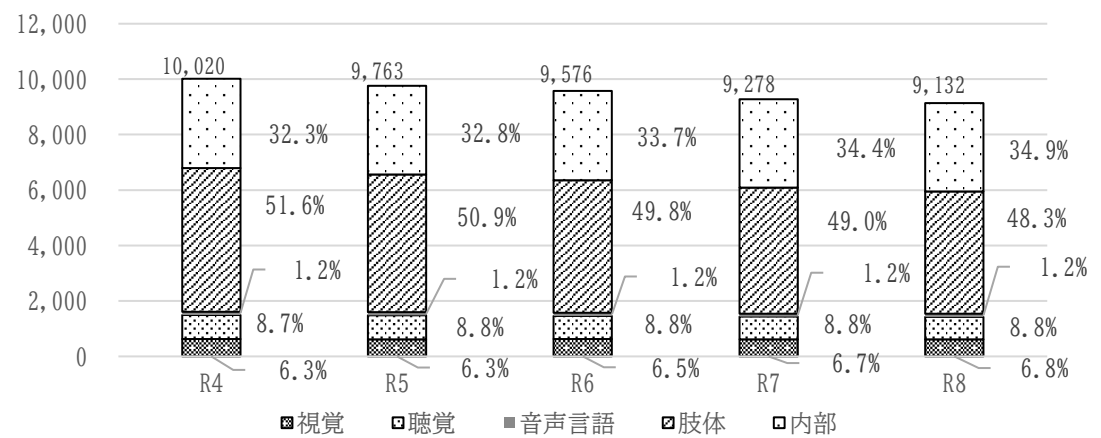

＜年齢構成別の所持者＞　　（単位：人）

| | 0～18 歳 | 19～64 歳 | 65 歳以上 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 令和 4 年 | 154 | 2,206 | 7,660 | 10,020 |
| 令和 5 年 | 146 | 2,052 | 7,565 | 9,763 |
| 令和 6 年 | 141 | 2,165 | 7,270 | 9,576 |
| 令和 7 年 | 139 | 2,106 | 7,033 | 9,278 |
| 令和 8 年 | 131 | 2,058 | 6,943 | 9,132 |

（各年 3 月末）

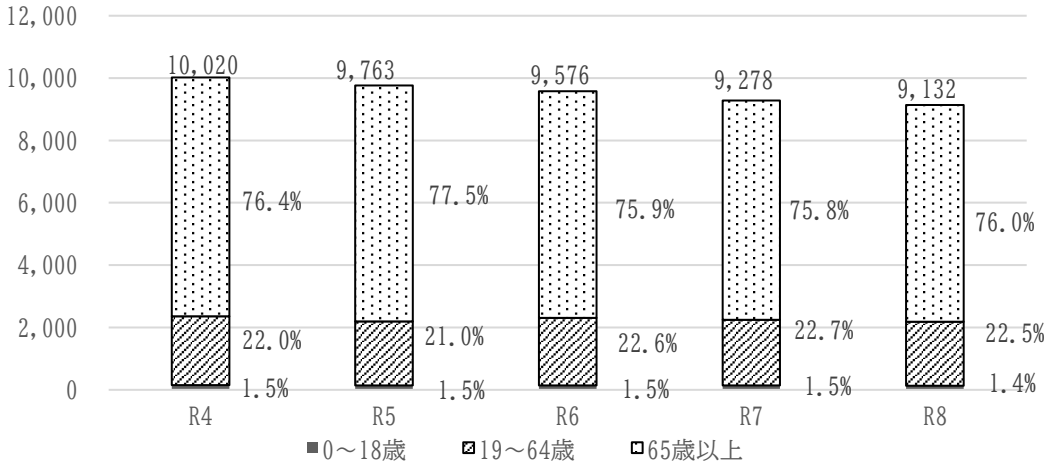

### （３）療育手帳所持者の状況

療育手帳保持者は年々増加傾向にあります。障がい程度別では、令和 8 年において B2 の割合 37.4%と最も大きく、令和 4 年から令和 8 年にかけての伸び率も 18.5%と大きく増加しています。

年齢構成別では、令和 8 年において 19～64 歳が 69.4%と最も大きな割合を占めています。令和 4 年から令和 8 年にかけての伸び率では、0～18 歳が 13.7%と、最も大きく増加しています。

＜障がい程度別の所持者数＞　（単位：人）

| | A1 | A2 | B1 | B2 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和 4 年 | 715 | 52 | 608 | 789 | 2,164 |
| 令和 5 年 | 710 | 51 | 618 | 825 | 2,204 |
| 令和 6 年 | 713 | 49 | 627 | 862 | 2,251 |
| 令和 7 年 | 726 | 50 | 633 | 904 | 2,313 |
| 令和 8 年 | 745 | 49 | 628 | 935 | 2,357 |

（各年 3 月末）

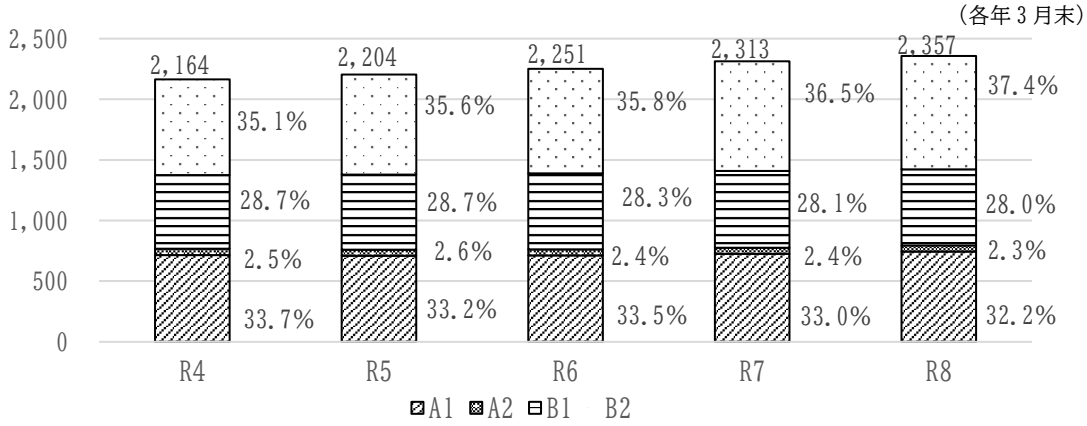


＜年齢構成別の所持者数＞　（単位：人）

| | 0～18 歳 | 19～64 歳 | 65 歳以上 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 令和 4 年 | 466 | 1,510 | 188 | 2,164 |
| 令和 5 年 | 480 | 1,537 | 187 | 2,204 |
| 令和 6 年 | 499 | 1,563 | 189 | 2,251 |
| 令和 7 年 | 526 | 1,599 | 188 | 2,313 |
| 令和 8 年 | 530 | 1,635 | 192 | 2,357 |

（各年 3 月末）

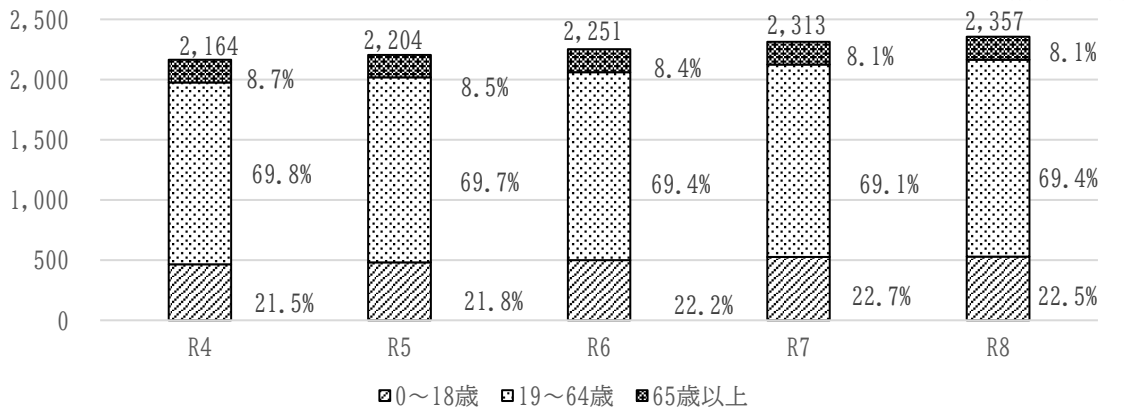

### （４）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳保持者は年々増加傾向にあります。障がい程度別では、令和8年において2級の割合が69.0%と最も大きく、令和4年から令和8年にかけての伸び率も26.2%と大きく増加しています。

年齢構成別では、令和8年において19～64歳が79.3%と最も大きな割合を占めています。また、令和4年から令和8年にかけての伸び率では、0～18歳が71.9%と最も大きく増加しています。

＜等級別の所持者数＞　（単位：人）

| | 1級 | 2級 | 3級 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 令和4年 | 116 | 1,961 | 815 | 2,892 |
| 令和5年 | 122 | 2,054 | 869 | 3,045 |
| 令和6年 | 118 | 2,193 | 907 | 3,218 |
| 令和7年 | 106 | 2,348 | 973 | 3,427 |
| 令和8年 | 111 | 2,474 | 1,003 | 3,588 |

（各年3月末）

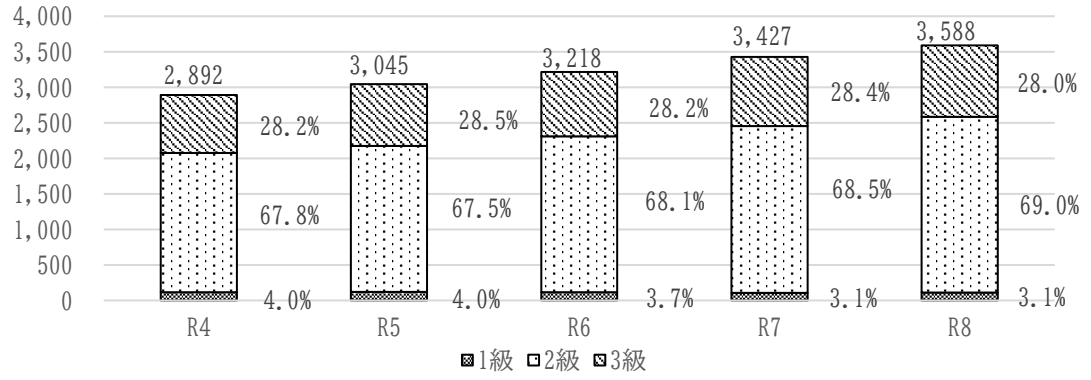


＜年齢構成別の所持者数＞　（単位：人）

| | 0～18歳 | 19～64歳 | 65歳以上 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 令和4年 | 57 | 2,261 | 574 | 2,892 |
| 令和5年 | 72 | 2,387 | 586 | 3,045 |
| 令和6年 | 79 | 2,514 | 625 | 3,218 |
| 令和7年 | 101 | 2,686 | 640 | 3,427 |
| 令和8年 | 98 | 2,844 | 646 | 3,588 |

（各年3月末）

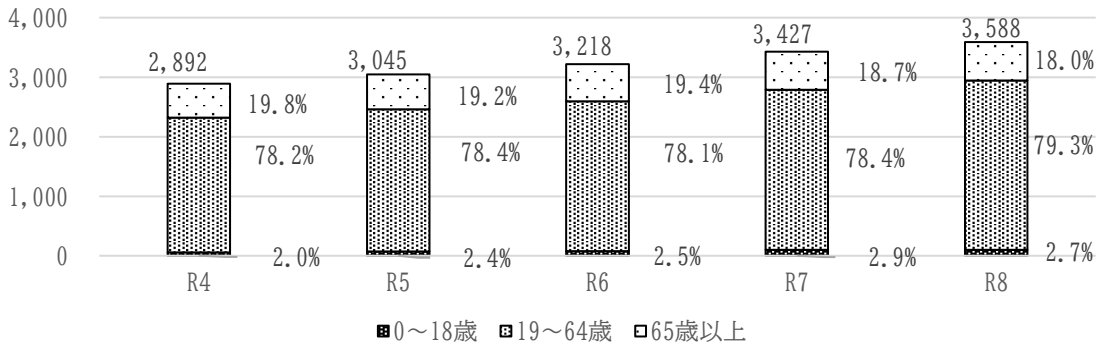

### （５）難病患者等

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、平成 27 年 1 より「難病の患者に対する医療費等に関する法律」が施行され、指定難病の患者に対して医療費の助成が行われています。この支給認定件数は、本市では令和 3 年度以降、増加しています。

＜特定医療費（指定難病）支給認定件数の推移＞　　（各年度 3 月末）

（件）

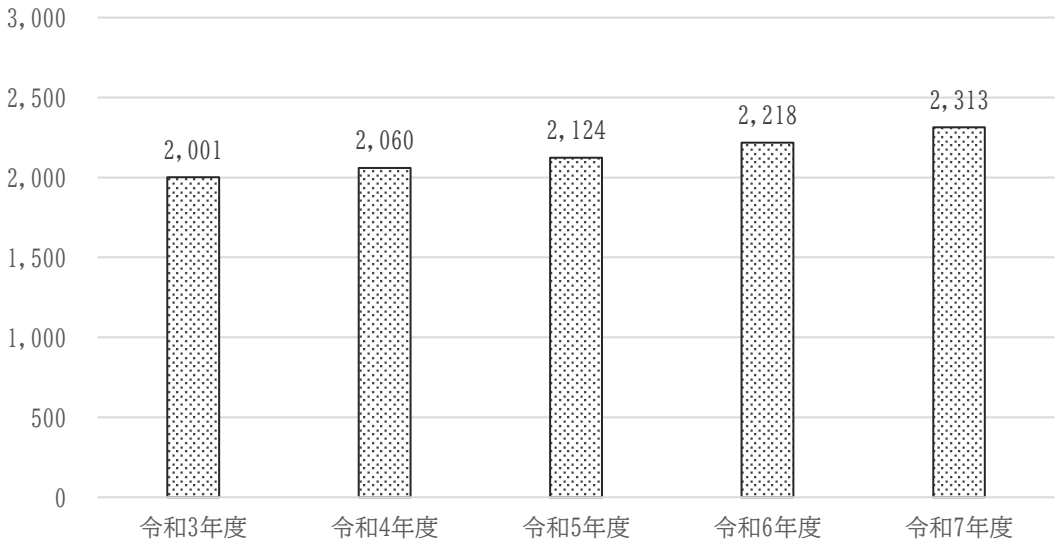


また、治療期間が長く、医療費負担が高額になる児童の慢性疾病の患者に対しては、平成 27 年 1 月に児童福祉法が一部改正され、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。この支給認定件数は、本市では令和 3 年度以降、減少しています。

＜小児慢性特定疾病医療支給認定件数の推移＞　　（各年度 3 月末）

（件）

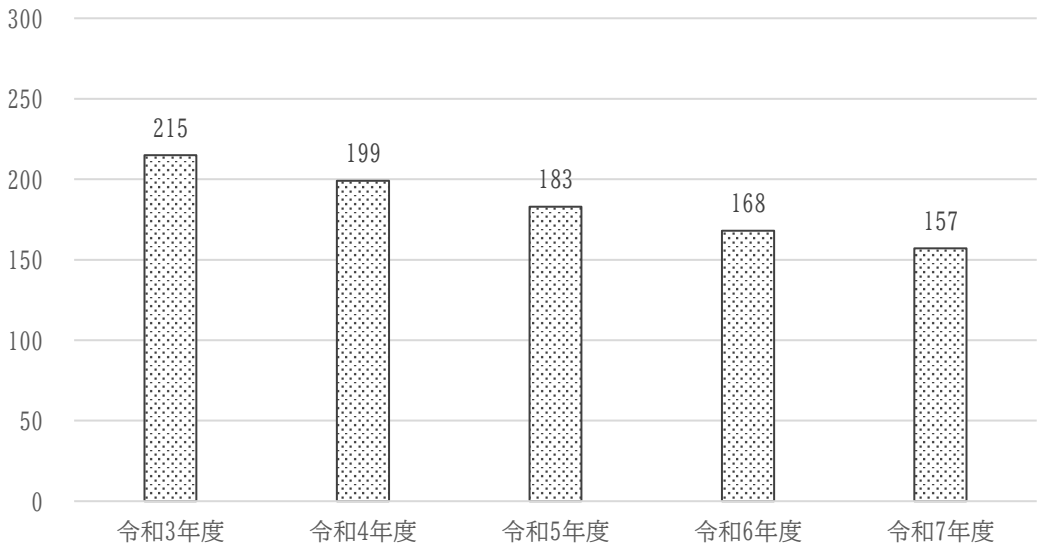

## （６）障がいのある人の雇用と就労の状況

①障がい者の一般就労の状況

「障害者雇用促進法」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障がい者を雇うことを義務付けています。

令和７年度における福井県の障がい者雇用の状況は、法定雇用率が適用される民間企業は 865 社、雇用されている障がいのある人は 3,166 人でした。法定基礎労働者数※は前年より 274.5 人増加し、雇用された障がい者数は 143 人増加しました。

実雇用率は 2.72％となっており、全国平均 2.41％を上回っています。

法定雇用率を達成している企業の割合についても　58.4％となっており、全国平均の 46.0％を上回っています。

＜障がいのある人の雇用状況＞　（単位：人）

| | | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 企業数（社） | | 765 | 771 | 765 | 839 | 865 |
| 常用雇用労働者数（人） | | 125,396.5 | 125,614.5 | 113,361.0 | 122,205.5 | 120,362.0 |
| 法定基礎労働者数※（人） | | 119,244.5 | 119,494.5 | 113,043.5 | 116,043.5 | 116,318.0 |
| | 身体障がい | 1,641.5 | 1,609.5 | 1,562.0 | 1,595.0 | 1,607.5 |
| | 知的障がい | 747.5 | 725.0 | 689.5 | 712.5 | 689.0 |
| | 精神障がい | 629.5 | 624.5 | 663.0 | 715.5 | 869.5 |
| | 計 | 3,018.5 | 2,959.0 | 2,914.5 | 3,023.0 | 3,166.0 |
| 実雇用率（%） | | 2.53 | 2.48 | 2.58 | 2.61 | 2.72 |
| 　∟全国平均（%） | | 2.20 | 2.25 | 2.33 | 2.41 | 2.41 |
| 達成企業数（社） | | 441 | 449 | 460 | 476 | 505 |
| 達成企業割合（%） | | 57.6 | 58.2 | 60.1 | 56.7 | 58.4 |
| 　∟全国平均（%） | | 47.0 | 48.3 | 50.1 | 46.0 | 46.0 |

※法定基礎労働者数：常用雇用労働者数から除外率相当数（身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数

出典：福井労働局「障害者雇用状況集計結果」

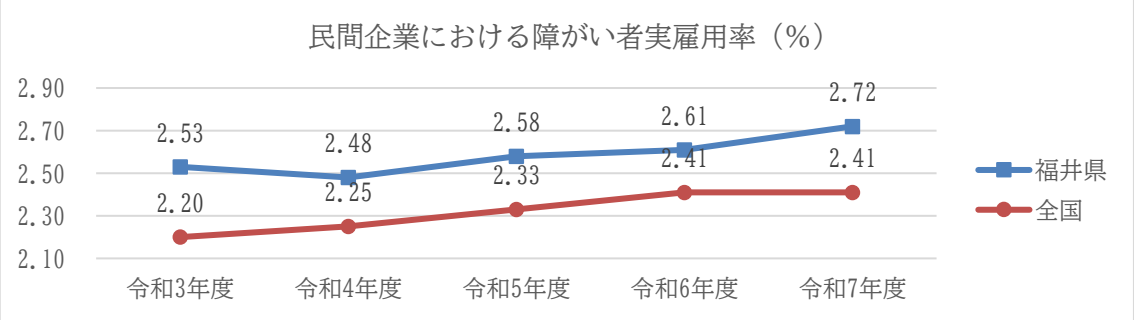


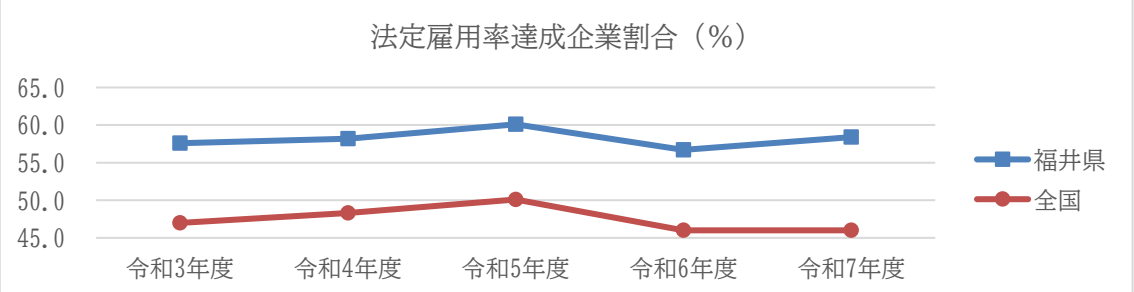

②福祉就労の状況

就労継続支援Ａ型事業所の全国平均賃金月額は、平成 30 年度以降増加しています。また、就労継続支援Ｂ型事業所の全国平均工賃月額についても、令和 2 年度に前年度よりも減少したものの、全体として令和 6 年度まで増加しており、特に令和 4 年度から令和 5 年度にかけて大きく増加しています。

本県の平均賃金・工賃月額を全国と比較すると、就労継続支援Ｂ型事業所で令和 5 年度に全国平均を約 400 円下回りましたが、全体としては、令和 6 年度までＡ型事業所・Ｂ型事業所ともに全国平均を大きく上回り、高い水準を維持しています。

＜就労継続支援 A 型事業所賃金の推移＞　（単位:円）

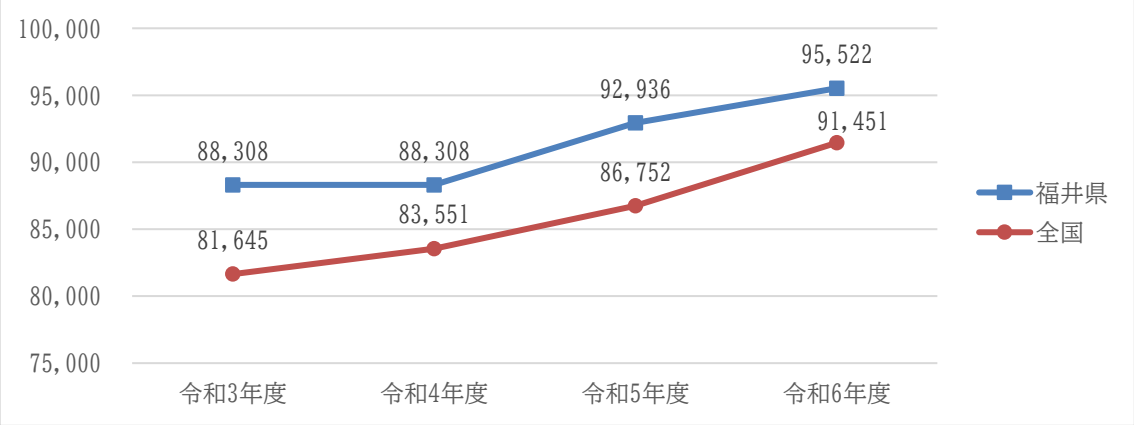


＜就労継続支援 B 型事業所工賃の推移＞　（単位：円）

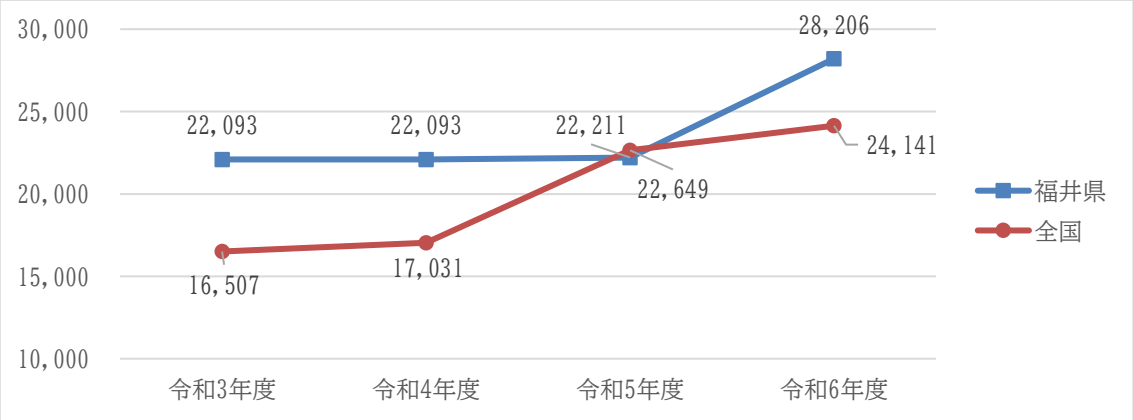


就労継続支援事業所賃金（工賃）　出典：工賃・賃金実績調査（厚生労働省調べ）

### （7）発達障がいのある人の状況

本市が発達障がいの専門の相談拠点として設置している「発達障がい相談支援事業所」や、市域を 4 箇所に分けて設置している「地区障がい相談支援事業所」における相談件数は、令和 3 年度から 7 年度で、合計で 901 件（21.6%）増加しています。

また、相談内容では、福祉サービスの利用や保育・教育に関すること、就労に関することが多い傾向です。

＜相談対応件数（延べ）※＞　　（単位：件）

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | R7/R3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 発達障がい相談支援事業所 | 障がい児 | 2,150 | 1,800 | 1,785 | 1,591 | 1,164 | 0.5 |
| | 障がい者 | 378 | 676 | 913 | 1,310 | 1,192 | 3.2 |
| 地区障がい者相談支援事業所 | 障がい児 | 652 | 1,078 | 1,474 | 2,089 | 1,941 | 3.0 |
| | 障がい者 | 994 | 983 | 656 | 707 | 778 | 0.8 |
| 発達障がい児　計 | | 2,802 | 2,878 | 3,259 | 3,680 | 3,105 | 1.1 |
| 発達障がい者　計 | | 1,372 | 1,659 | 1,569 | 2,017 | 1,970 | 1.4 |
| 合計 | | 4,174 | 4,537 | 4,828 | 5,697 | 5,075 | 1.2 |

（各年度3月末）

※ 令和 7 年度までの実績には、発達障がい相談支援事業所と地区障がい者支援事業所との間で、役割分担を図ったことにより、一部の利用者の相談先が事業所間で異動したことによる増減を含んでいる。

＜発達障がい相談支援事業所における相談支援件数の推移＞　　（人）

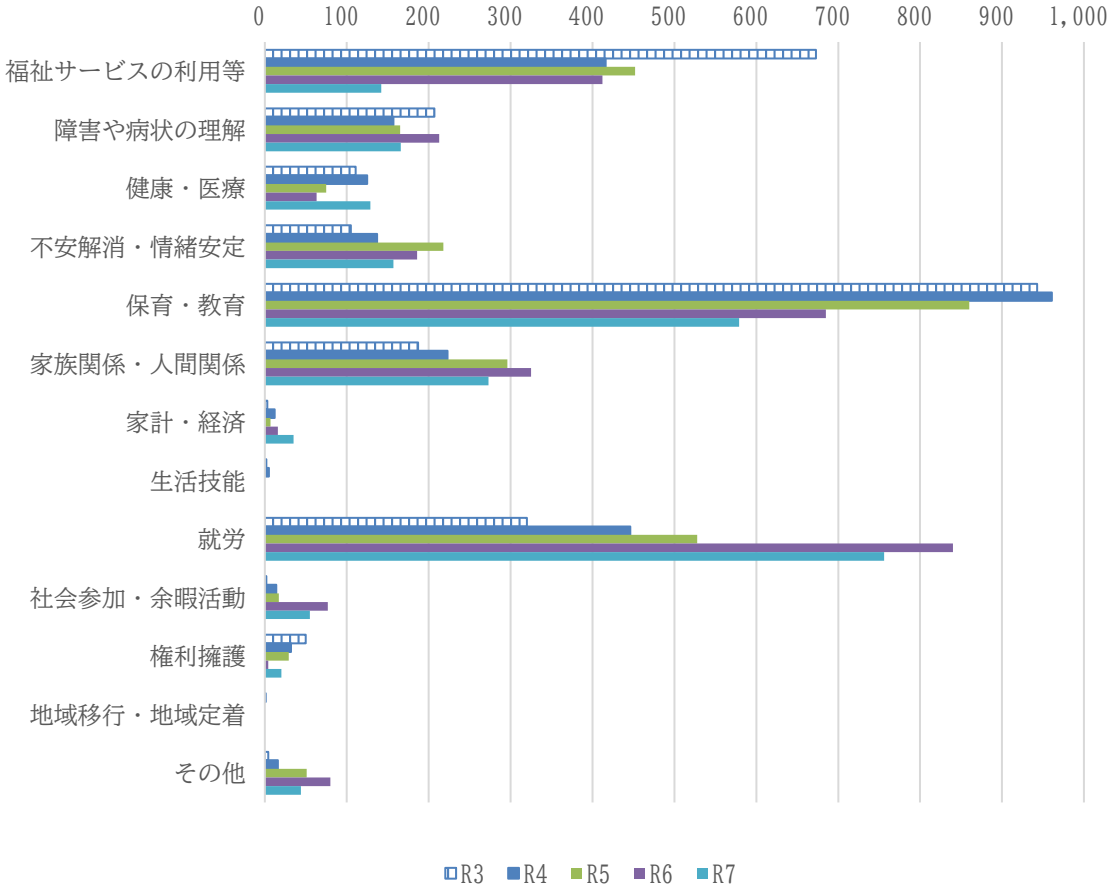

### （８）災害時の障がいのある人への支援の状況

高齢者や障がいのある人など、災害時の避難に支援を必要とする方の中で、地域への情報提供に同意いただいた方の名簿を市が作成し、その情報を地域に提供することで、平常時の見守り活動や災害時の支援体制づくりに活用しています。

市内の障がい手帳を所持している人のうち、「避難行動援護者名簿」に登録している障がいのある方は、1,523 人（身体障がい 1,125 人、知的障がい 150 人、精神障がい 248 人（令和 8 年 4 月 30 日現在））となっています。

また、市内の福祉避難所は、143 施設で約 1,200 人（令和 8 年 9 月 1 日現在）が受け入れ可能となっています。そのうち障がい者福祉施設は 44 施設で、395 人が受け入れ可能となっています。

＜福井市避難支援プラン＞



## 3 障害福祉サービスの提供状況

### （1）障害福祉サービス支給決定者数の推移

令和 7 年度の支給決定者数は 3,016 人で、令和 3 年度と比べると 1.1 倍に増加しています。障がい種別の支給決定者では、令和 3 年度から令和 7 年度では、身体で減少し、精神で 1.2 倍に増加しています。また、年齢構成別で見ると、0～18 歳と 65 歳以上で減少し、19～64 歳で 1.2 倍に増加しています。

＜障がい福祉サービス支給決定者数＞　（単位：人）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | R3/R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 支給決定者数 | 2,702 | 2,710 | 2,710 | 2,887 | 3,016 | 1.1 |

（各年度3月末）

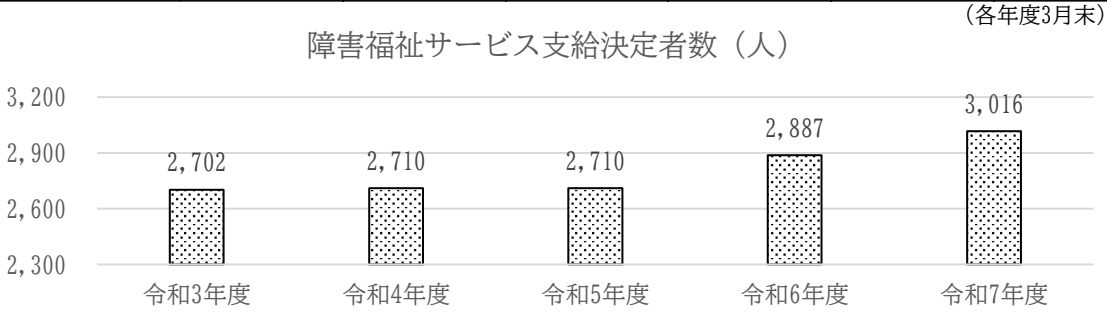


＜障がい種別支給決定者数＞　（単位：人）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | R3/R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 身体 | 712 | 730 | 633 | 633 | 640 | 0.9 |
| 知的 | 1,285 | 1,304 | 1,302 | 1,325 | 1,362 | 1.1 |
| 精神 | 1,040 | 1,026 | 1,126 | 1,182 | 1,279 | 1.2 |
| 難病 | 9 | 12 | 8 | 13 | 10 | 1.1 |

（各年度3月末）

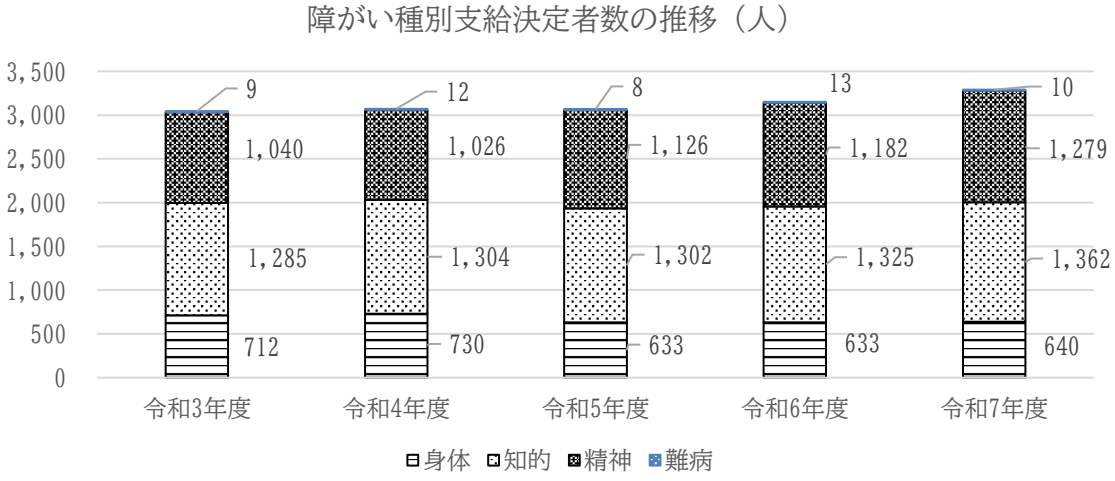

＜年齢構成別支給決定者数＞　　（単位：人）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | R3/R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 0～18歳 | 73 | 73 | 29 | 26 | 33 | 0.5 |
| 19～64歳 | 2,275 | 2,265 | 2,319 | 2,479 | 2,676 | 1.2 |
| 65歳～ | 354 | 372 | 362 | 382 | 307 | 0.9 |
| 合計 | 2,702 | 2,710 | 2,710 | 2,887 | 3,016 | 1.1 |

（各年度3月末）

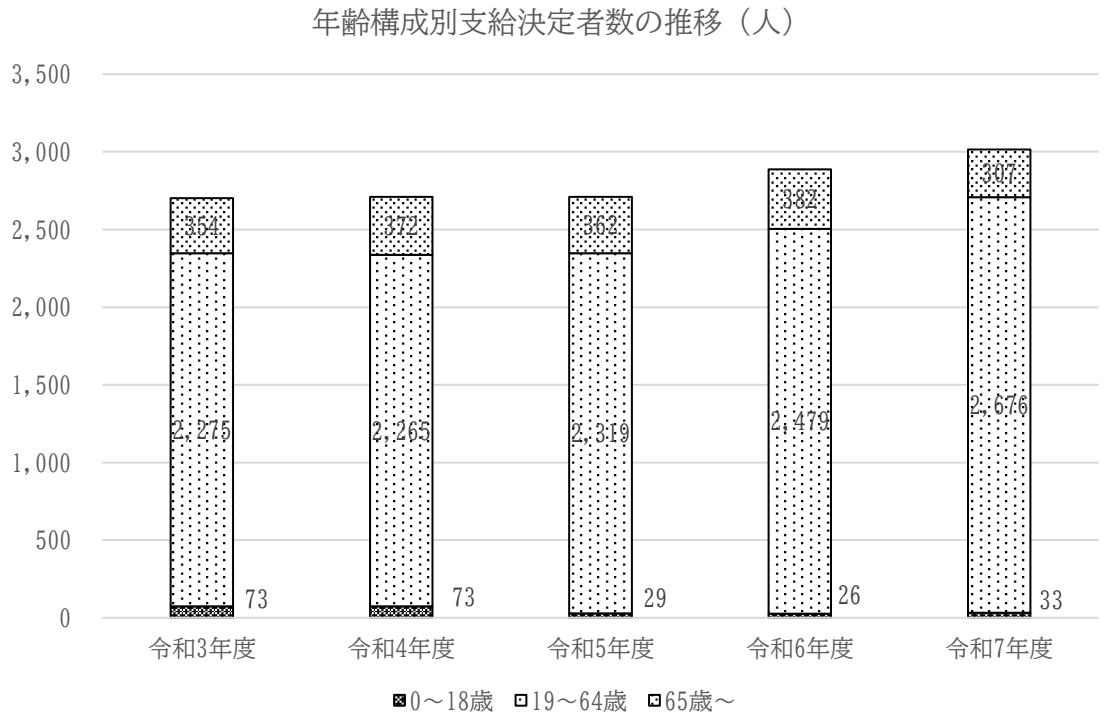

## （２）障害福祉サービス利用延人数及び給付費の推移

障害福祉サービスの利用延人数は、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間で 1.1 倍に増加しています。最も伸び率が高いのは、地域移行支援で 16.0 倍であり、次いで自立訓練（機能訓練）で 2.9 倍となっています。

令和 7 年度において、最も利用延人数が多いのは就労継続支援（B 型）で 14,539 人、次いで計画相談支援で 9,106 人となっています。

＜障害福祉サービス利用延人数＞　（単位：人）

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | R7/R3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 利用延人数合計 | | 47,333 | 48,439 | 50,180 | 52,136 | 54,051 | 1.1 |
| 訪問系 | 居宅介護 | 4,368 | 4,387 | 4,408 | 4,316 | 4,256 | 1.0 |
| | 重度訪問介護 | 118 | 133 | 172 | 176 | 171 | 1.4 |
| | 同行援護 | 543 | 558 | 454 | 472 | 490 | 0.9 |
| | 行動援護 | 85 | 74 | 89 | 130 | 147 | 1.7 |
| | 重度障害者等包括支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | － |
| 日中活動系 | 短期入所（福祉型） | 1,247 | 1,304 | 1,598 | 1,708 | 1,763 | 1.4 |
| | 短期入所（医療型） | | | | | | |
| | 療養介護 | 410 | 444 | 490 | 461 | 452 | 1.1 |
| | 生活介護 | 8,622 | 8,593 | 8,620 | 8,559 | 8,389 | 1.0 |
| | 自立生活援助 | 12 | 9 | 22 | 13 | 15 | 1.3 |
| | 自立訓練（機能訓練） | 9 | 2 | 16 | 23 | 26 | 2.9 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 597 | 630 | 721 | 603 | 578 | 1.0 |
| | 宿泊型自立訓練 | 108 | 112 | 91 | 116 | 119 | 1.1 |
| | 就労選択支援（R7.10月～） | ― | ― | ― | ― | 51 | － |
| | 就労移行支援 | 667 | 671 | 657 | 646 | 578 | 0.9 |
| | 就労継続支援（Ａ型） | 4,872 | 4,695 | 4,371 | 3,654 | 3,414 | 0.7 |
| | 就労継続支援（Ｂ型） | 10,193 | 10,807 | 11,858 | 13,541 | 14,539 | 1.4 |
| | 就労定着支援 | 249 | 258 | 266 | 321 | 408 | 1.6 |
| 居住系 | 共同生活介護 | － | － | － | － | － | － |
| | 共同生活援助(ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ) | 3,762 | 4,169 | 4,511 | 4,935 | 5,661 | 1.5 |
| | 施設入所支援 | 4,056 | 4,025 | 3,939 | 3,856 | 3,834 | 0.9 |
| 相談支援 | 地域移行支援 | 1 | 0 | 8 | 3 | 16 | 16.0 |
| | 地域定着支援 | 45 | 29 | 32 | 47 | 38 | 0.8 |
| | 計画相談支援 | 7,369 | 7,539 | 7,857 | 8,556 | 9,106 | 1.2 |

（各年度3～2月提供分）

＜障害福祉サービス利用延人数の推移（人）＞

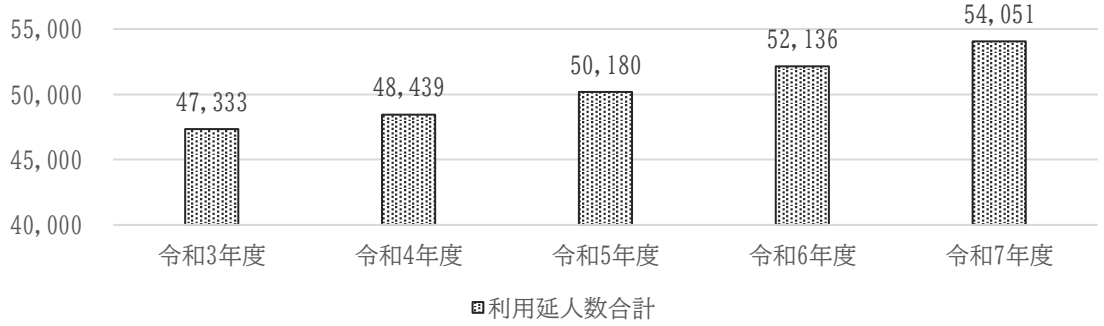

障害福祉サービスの給付費は、令和 3 年度から令和 7 年度で約 5 億円、1.3 倍に増加しています。特に自立訓練（機能訓練）が 17.8 倍、次いで地域移行支援・地域定着支援が 3.1 倍と、大きく増加しています。

＜障害福祉サービス種類別の給付費＞　（単位：千円）

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | R7/R3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給付費計 | | 6,016,567 | 6,319,310 | 6,833,883 | 7,515,936 | 8,102,721 | 1.3 |
| 訪問系 | 居宅介護 | 369,900 | 399,451 | 453,398 | 508,821 | 532,868 | 1.4 |
| | 重度訪問介護 | 158,772 | 177,767 | 258,990 | 277,524 | 288,489 | 1.8 |
| | 同行援護 | 18,409 | 18,914 | 14,923 | 15,954 | 14,147 | 0.8 |
| | 行動援護 | 10,404 | 11,145 | 13,625 | 16,455 | 16,952 | 1.6 |
| | 重度障害者等包括支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | － |
| 日中活動系 | 短期入所（福祉型） | 65,283 | 63,994 | 74,619 | 84,165 | 102,905 | 1.6 |
| | 短期入所（医療型） | | | | | | |
| | 療養介護（医療費分は含まない） | 107,788 | 117,461 | 128,012 | 125,535 | 121,520 | 1.1 |
| | 生活介護 | 1,768,252 | 1,792,576 | 1,878,160 | 1,942,109 | 1,945,805 | 1.1 |
| | 自立生活援助 | 349 | 204 | 409 | 230 | 309 | 0.9 |
| | 自立訓練（機能訓練） | 150 | 265 | 2,550 | 3,336 | 2,668 | 17.8 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 68,708 | 77,148 | 77,391 | 84,017 | 78,468 | 1.1 |
| | 宿泊型自立訓練 | 16,614 | 15,663 | 13,321 | 17,402 | 20,457 | 1.2 |
| | 就労選択支援（R7.10月～） | － | － | ― | ― | 4,217 | － |
| | 就労移行支援 | 105,130 | 103,730 | 105,442 | 97,051 | 106,643 | 1.0 |
| | 就労継続支援（Ａ型） | 718,004 | 705,970 | 714,861 | 608,224 | 580,544 | 0.8 |
| | 就労継続支援（Ｂ型） | 1,312,466 | 1,404,517 | 1,570,607 | 1,976,393 | 2,220,072 | 1.7 |
| | 就労定着支援 | 7,877 | 8,387 | 7,059 | 10,630 | 14,210 | 1.8 |
| 居住系 | 共同生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | － |
| | 共同生活援助(ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ) | 634,552 | 760,217 | 844,147 | 927,878 | 1,192,056 | 1.9 |
| | 施設入所支援 | 546,857 | 552,562 | 556,918 | 663,165 | 678,548 | 1.2 |
| 相談支援 | 地域移行支援 | 247 | 113 | 520 | 404 | 762 | 3.1 |
| | 地域定着支援 | | | | | | |
| | 計画相談支援 | 106,805 | 109,226 | 118,931 | 156,643 | 181,081 | 1.7 |

（各年度3～2月提供分）

＜障害福祉サービス給付費（千円）＞

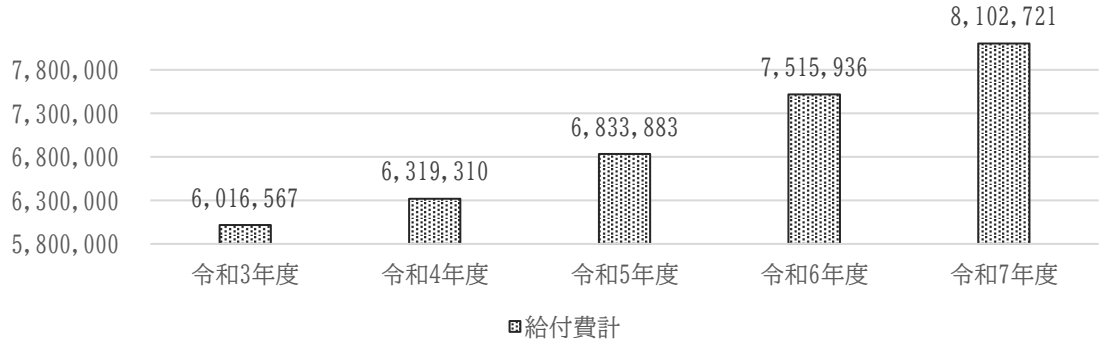

### （３）障害福祉サービス種類別の事業所数の推移

福祉サービス事業所及び定員数は増加傾向にあり、令和３年度から令和７年度の５年間で、事業所数、定員数ともに1.3倍に増加しています。

＜障がい福祉サービス種類別の事業所数＞

（単位：か所、人）

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業所数 | 定員 | 事業所数 | 定員 | 事業所数 | 定員 | 事業所数 | 定員 | 事業所数 | 定員 |
| 合　計 | 287 | 3,948 | 306 | 4,288 | 307 | 4,279 | 321 | 4,477 | 370 | 5,306 |
| 居宅介護 | 30 | － | 35 | － | 35 | － | 34 | － | 34 | － |
| 重度訪問介護 | 25 | － | 28 | － | 28 | － | 27 | － | 36 | － |
| 同行援護 | 5 | － | 5 | － | 5 | － | 5 | － | 5 | － |
| 行動援護 | 6 | － | 6 | － | 5 | － | 6 | － | 7 | － |
| 短期入所（福祉型） | 28 | 153 | 34 | 209 | 35 | 215 | 37 | 215 | 41 | 233 |
| 短期入所（医療型） | | | | | | | | | | |
| 療養介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生活介護 | 34 | 1,197 | 39 | 1,310 | 34 | 1,178 | 37 | 1,211 | 54 | 1,752 |
| 自立生活援助 | 1 | － | 1 | － | 1 | － | 1 | － | 2 | － |
| 自立訓練（機能訓練） | 1 | 6 | 3 | 81 | 3 | 181 | 5 | 185 | 5 | 185 |
| 自立訓練（生活訓練） | 8 | 112 | 7 | 111 | 8 | 111 | 8 | 115 | 8 | 128 |
| 宿泊型自立訓練 | 1 | － | 1 | － | 1 | － | 1 | － | 1 | － |
| 就労選択支援（R7.10月～） | － | － | － | － | － | － | － | － | 10 | 110 |
| 就労移行支援 | 8 | 88 | 8 | 90 | 8 | 92 | 8 | 74 | 8 | 80 |
| 就労継続支援（Ａ型） | 23 | 487 | 23 | 480 | 23 | 480 | 20 | 445 | 19 | 395 |
| 就労継続支援（Ｂ型） | 41 | 854 | 42 | 911 | 46 | 977 | 52 | 1,097 | 56 | 1,220 |
| 就労定着支援 | 2 | － | 3 | － | 4 | － | 5 | － | 5 | － |
| 共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ） | 32 | 561 | 32 | 611 | 30 | 560 | 34 | 670 | 36 | 738 |
| 施設入所支援 | 8 | 490 | 8 | 485 | 8 | 485 | 8 | 465 | 8 | 465 |
| 地域移行支援 | 4 | － | 4 | － | 4 | － | 4 | － | 5 | － |
| 地域定着支援 | 3 | － | 3 | － | 3 | － | 3 | － | 4 | － |
| 計画相談支援 | 27 | － | 24 | － | 26 | － | 26 | － | 26 | － |

（各年度4月1日現在）

＜障害福祉サービス事業所数の推移＞

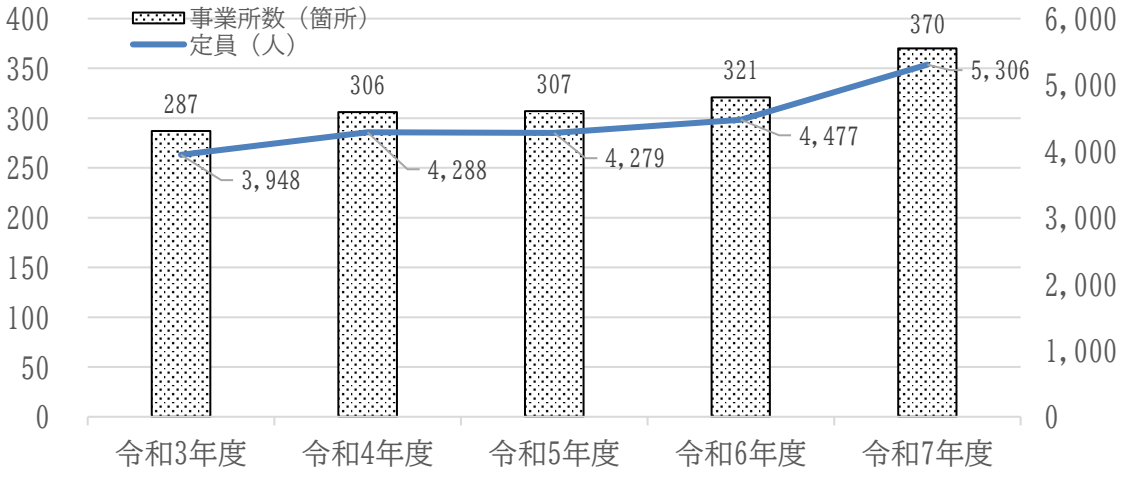

## 4 障害児通所支援の提供状況

### （１）障害児通所支援支給決定者数の推移

令和 7 年度の支給決定者数は 1,226 人で、令和 3 年度と比べると 1.3 倍に増加しています。中でも、精神障がいの伸び率が大きく、1.5 倍に増加しています。

＜障害児通所支援支給決定者数＞　（単位：人）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | R3/R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 支給決定者数 | 939 | 987 | 988 | 1,152 | 1,226 | 1.3 |

（各年度3月末）

＜障害児通所支援支給決定者数の推移（人）＞

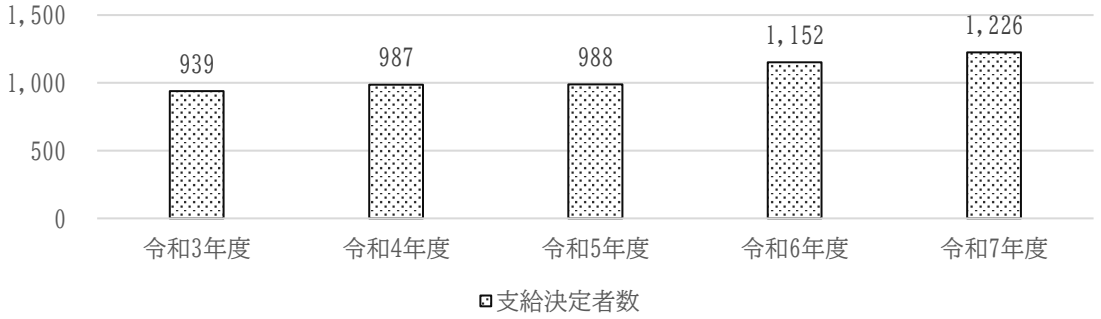


＜障がい種別支給決定者数＞　（単位：人）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | R3/R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 身体 | 81 | 75 | 73 | 75 | 75 | 0.9 |
| 知的 | 296 | 299 | 298 | 289 | 281 | 0.9 |
| 精神 | 648 | 704 | 779 | 867 | 951 | 1.5 |

（各年度3月末）

※障がいが重複している者はそれぞれに集計しているため、実人数とは一致しない。
※精神障がい児には、発達障がいを含む。

＜障がい種別支給決定者数の推移（人）＞

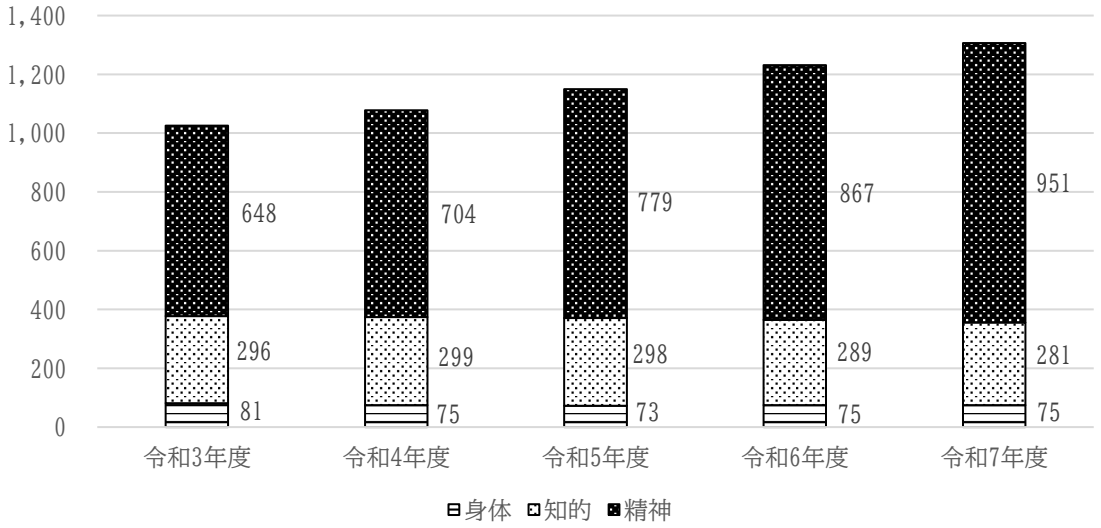

## （２）障害児通所支援利用延人数及び給付費の推移

障害児通所支援利用延人数は、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間で 1.5 倍に増加しています。最も伸び率が高いのは、保育所等訪問支援で 3.6 倍であり、次いで居宅訪問型児童発達支援で 2.0 倍となっています。

令和 7 年度において、最も利用延人数が多いのは放課後等デイサービスで 10,719 人、次いで障がい児相談支援で 3,941 人となっています。

＜障害児通所支援利用延人数の推移＞　（単位：人）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | R3/R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 利用延人数合計 | 12,628 | 14,003 | 15,541 | 16,779 | 18,381 | 1.5 |
| 保育所等訪問支援 | 359 | 579 | 797 | 1,055 | 1,284 | 3.6 |
| 児童発達支援 | 1,812 | 1,769 | 2,089 | 2,278 | 2,425 | 1.3 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 6 | 7 | 3 | 0 | 12 | 2.0 |
| 医療型児童発達支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | － |
| 放課後等デイサービス | 7,929 | 8,664 | 9,396 | 10,017 | 10,719 | 1.4 |
| 障がい児相談支援 | 2,522 | 2,984 | 3,256 | 3,429 | 3,941 | 1.6 |

（各年度3月～2月提供分）

＜障害児通所支援利用延人数の推移（人）＞

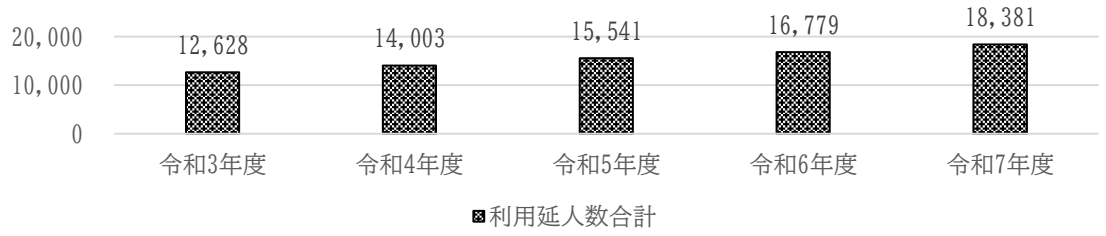


障害児通所支援の給付費は、令和 3 年度から令和 7 年度で約 6 億 4 千万円、1.6 倍に増加しています。特に保育所等訪問支援で 3.2 倍、次いで居宅訪問型児童発達支援で 2.4 倍に、大きく増加しています。

＜障害児通所支援事業別の給付費＞　（単位：千円）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | R3/R7 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 給付費合計 | 1,003,796 | 1,077,791 | 1,253,606 | 1,448,293 | 1,592,056 | 1.6 |
| 保育所等訪問支援 | 9,869 | 14,652 | 20,050 | 27,513 | 31,170 | 3.2 |
| 児童発達支援 | 127,690 | 133,694 | 155,082 | 196,400 | 194,576 | 1.5 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 409 | 422 | 86 | 0 | 991 | 2.4 |
| 医療型児童発達支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | － |
| 放課後等デイサービス | 816,707 | 875,761 | 1,018,575 | 1,145,069 | 1,271,653 | 1.6 |
| 障がい児相談支援 | 49,121 | 53,262 | 59,813 | 79,311 | 93,666 | 1.9 |

（各年度3月～2月提供分）

＜障害児通所支援の給付費の推移（千円）＞



### （３）障害児通所支援事業別の事業所数の推移

障害児通所支援の事業所数及び定員数は増加しており、令和 3 年度から令和 7 年度で、事業所数は 1.3 倍に、定員数は 1.4 倍に増加しています。

＜障がい児通所支援事業別の事業所数の推移＞　（単位：か所、人）

| | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業所数 | 定員 | 事業所数 | 定員 | 事業所数 | 定員 | 事業所数 | 定員 | 事業所数 | 定員 |
| 合　計 | 94 | 676 | 92 | 671 | 95 | 701 | 126 | 945 | 121 | 944 |
| 保育所等訪問支援 | 10 | － | 11 | － | 11 | － | 16 | － | 14 | － |
| 児童発達支援 | 18 | 208 | 17 | 198 | 18 | 208 | 26 | 298 | 24 | 292 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 2 | － | 3 | － | 3 | － | 4 | － | 4 | － |
| 医療型児童発達支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 放課後等デイサービス | 43 | 468 | 43 | 473 | 44 | 493 | 60 | 647 | 59 | 652 |
| 障がい児相談支援 | 21 | － | 18 | － | 19 | － | 20 | － | 20 | － |

（各年度4月1日現在）

＜障害児通所支援事業所数の推移＞

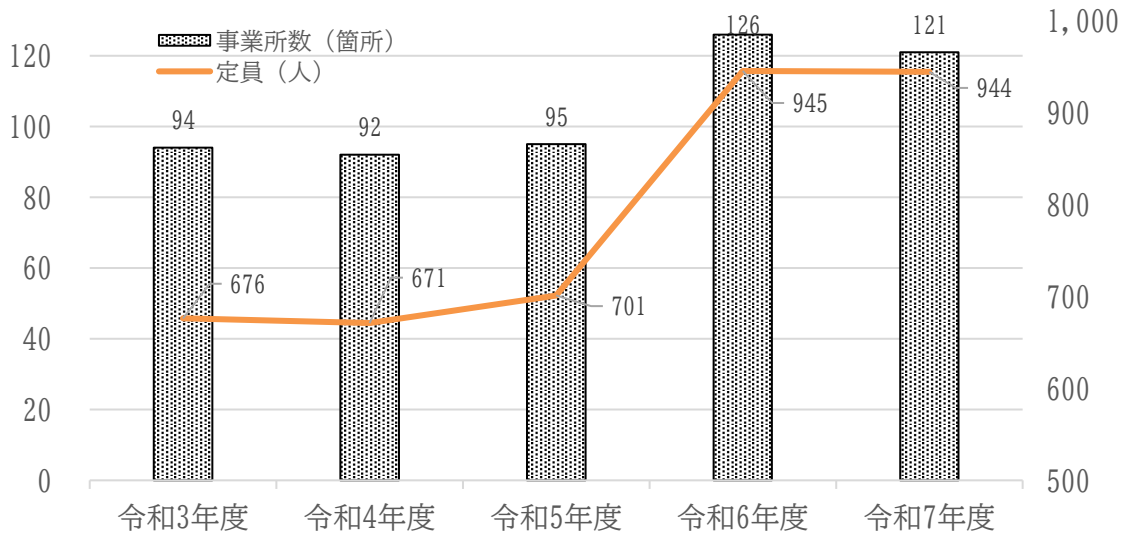

## （４）医療的ケア児等の支給決定者数の推移

令和 3 年度から令和 7 年度の医療的ケア児及び重度心身障がい児の支給決定者数は、ほぼ横ばいとなっています。

＜医療的ケア児※1 支給決定者数＞

（単位：人）

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 支給決定者数 | | 46 | 40 | 29 | 49 | 56 |
| | 居宅介護 | 2 | 4 | 0 | 1 | 1 |
| | 短期入所 | 11 | 8 | 14 | 10 | 13 |
| | 日中一時支援 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 |
| | 児童発達支援 | 8 | 12 | 7 | 10 | 9 |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| | 医療型児童発達支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 放課後等デイサービス | 22 | 15 | 3 | 13 | 17 |
| | 保育所等訪問支援 | 1 | 0 | 1 | 13 | 15 |

（各年度3月末）

※1　医療的ケア児：人工呼吸器、器官切開、経管栄養、吸引、導尿、酸素療法等を受けている児童

＜重度心身障がい児※2 支給決定者数＞

（単位：人）

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 支給決定者数 | | 48 | 58 | 39 | 42 | 38 |
| | 居宅介護 | 2 | 12 | 0 | 1 | 1 |
| | 短期入所 | 16 | 19 | 14 | 10 | 13 |
| | 日中一時支援 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | 児童発達支援 | 3 | 7 | 9 | 6 | 5 |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 医療型児童発達支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 放課後等デイサービス | 24 | 19 | 16 | 19 | 15 |
| | 保育所等訪問支援 | 1 | 0 | 0 | 5 | 3 |

（各年度3月末）

※2　重度身心障がい児：重度の知的障がい（A1程度）と重度の肢体不自由が重複する児童

## 5　障がいのある児童・生徒の状況

### （１）保育園の入所状況

入所児童（認定こども園を含む）の約１割が、障がい児や発達障がい児、気になる子です。これらの子どもの割合は増加傾向にあります。

＜保育園に入所している障がい児等児童数＞

（単位：人）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 入所児童数（①） | 9,798 | 9,765 | 9,451 | 9,084 | 8,957 |
| 障がい児等児童数（②） | 1,447 | 1,308 | 1,412 | 1,511 | 1,465 |
| 障がい児保育対象児童※１ | 46 | 41 | 37 | 37 | 38 |
| ふれあい保育対象児童※２ | 261 | 238 | 259 | 234 | 215 |
| 医療的ケア児 | 2 | 2 | 4 | 3 | 5 |
| 気になる子※３ | 1,140 | 1,029 | 1,116 | 1,240 | 1,212 |
| 入所児童に対する障がい児等児童の割合（②／①）（%） | 14.8 | 13.4 | 14.9 | 16.6 | 16.4 |

（各年度3月末）

＜保育園に入所している障がい児等児童数の推移（人）＞

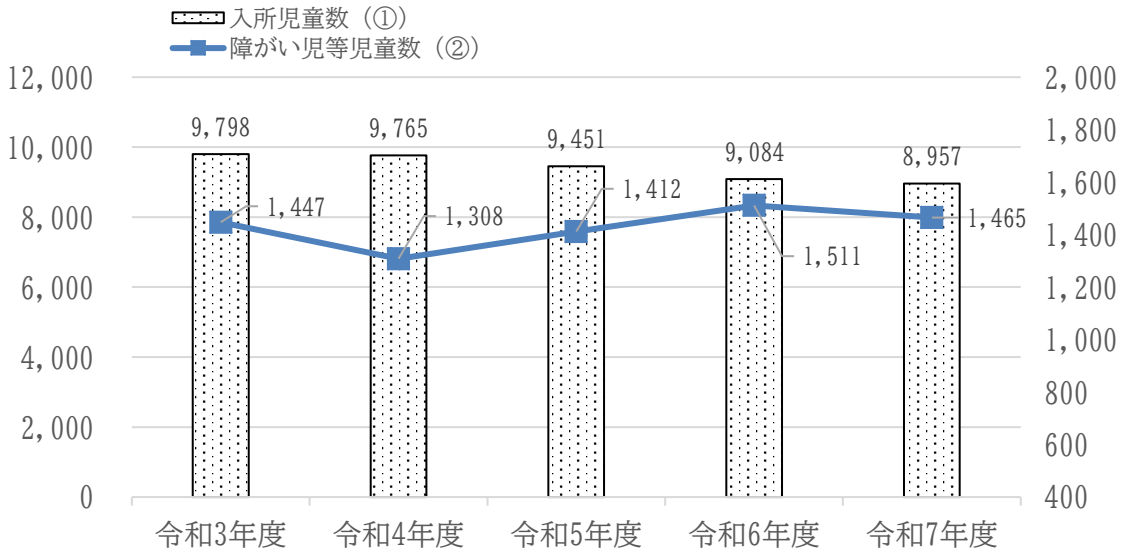


※1　障がい児保育対象児童：特別児童扶養手当支給対象児童

※2　ふれあい保育対象児童：障がい児保育の対象とはならないが、中程度の障がいを有する児童で、福井県子ども療育センター等の専門機関が認めた児童。又は療育手帳Ａ１～Ｂ１、身体障害手帳１～４級の交付を受けている児童。又は、福井市特定教育・保育施設発達相談会で該当すると判定を受けた児童

※3　気になる子：発達障がいや知的障がいなどの疑い、または環境や育て方に問題があると思われ、特別な配慮が必要であると保育士等により把握された児童

### （２）放課後児童健全育成事業の利用状況

放課後児童健全育成事業※1（放課後児童クラブ）の障がいのがある児童を預かっている事業所数は、令和 3 年度から令和 7 年度にかけて増加しており、障がい児登録児童数も増加しています。

＜放課後児童健全育成事業※1（放課後児童クラブ）登録児童数＞

（単位：人）

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業所総数（か所） | | 82 | 81 | 82 | 84 | 85 |
| | 障がい児を預かっている事業所数 | 55 | 59 | 65 | 69 | 71 |
| 登録児童数（①）（人） | | 3,365 | 3,546 | 3,538 | 3,569 | 3,537 |
| | 障がい児登録児童数※2（②） | 105 | 143 | 148 | 149 | 161 |
| 登録割合（②／①）（%） | | 3.1 | 4.0 | 4.2 | 4.2 | 4.6 |

（各年度4月1日）

### （３）特別支援学校の就学状況

特別支援学級の設置数及び児童生徒数は、小学校、中学校とも増加傾向にあります。

＜特別支援学級設置数＞

（単位：人）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 小学校 | 86 | 89 | 89 | 91 | 99 |
| 中学校 | 43 | 47 | 47 | 50 | 51 |

（各年度5月1日）

＜特別支援学校児童・生徒数※3＞

（単位：人）

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | 328 | 327 | 345 | 369 | 349 |

（各年度5月1日）

（出典：福井県教育委員会「特別支援教育要覧」）

※1　放課後児童健全育成事業：児童館や学校の余裕教室、児童館以外の場所等で、留守家庭の小学生に遊びや生活の場を提供

※2　障がい児登録児童数：放課後児童クラブの入会時に、医療機関等からの診断書等の書類を提出している児童の数

※3　特別支援学校児童・生徒数：本市に住所を有し、県内 12 校の特別支援学校（幼稚部から高等部、専攻科）に在籍する、障がいのある子どもの数

# 第３章

計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

障害者基本法第 1 条には、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すとされています。

本市では、障がいのある人もない人も同じように、教育を受け、生活し、就労や活動をともにする社会が普通の社会である「インクルーシブ社会」の概念のもと、障がいのある人もない人もお互いの人格や個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持ってともに社会の一員として、身近な地域で生活を支えあうことができる共生社会の実現を目指してきました。

前計画の策定以降、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定、手話施策推進法の制定、合理的配慮の提供義務化、デジタル化や災害対応の重要性の高まりなど、障がい者施策を取り巻く国の制度や社会環境は大きく変化しています。これらの動きは、障がいのある人を「支援の対象」として捉える考え方から、権利の主体として尊重し、社会全体で支える考え方へと転換が進んでいることを示しています。

本計画では、これまでの方向性を踏まえつつ、互いを理解し認め合うことをより一層重視したまちづくりを推進する中で、地域で支え合いながら誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すため、基本理念を次のように定めます。

障がいのある人もない人も互いを理解し　認め合いながら　ともに生きるまちづくり

～ 障がいの有無にかかわらず互いを理解し認め合うことを基礎として、
ともに支え合いながら安心して暮らすことができる共生社会を目指します ～

## 2 施策の方向

本計画では、前計画の方向性を継承しつつ、障がい者施策を取り巻く社会環境の変化や制度改正等を踏まえ、施策体系の見直しを行います。特に、相互理解を共生社会の基盤として明確に位置付けるとともに、合理的配慮や情報アクセシビリティの推進などの視点を強化し、障がいのある人が地域で主体的に生活し、自分らしく活躍できる共生社会の実現に向けた更なる取組を進めるものとします。

計画期間における施策の方向として、①互いに理解を深め、尊重する社会づくり、②毎日の暮らしを充実させ、自分らしく活躍できるための支援、③一人ひとりに応じた切れ目のない支援、④安心して生活できるまちづくりの 4 点を掲げます。

### （1）互いに理解を深め、尊重する社会づくり

身近な地域で市民一人ひとりの権利が守られ、尊重される共生社会の実現に向け、多様な障がいや障がいのある人の暮らしへの理解を促進するとともに、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

また、障がいのある人が社会のあらゆる分野の活動に主体的に参加できるよう、情報アクセシビリティの向上や、多様なコミュニケーション手段の利用促進、意思疎通支援の充実及び手話言語の普及に取り組みます。

さらに、障がいのある人やその障がい特性に対する偏見や無理解をなくし、相互理解と支え合いの意識を育む心のバリアフリーを推進します。

| | |
|---|---|
| 個別施策１ | 障がいに対する理解の促進 |
| 個別施策２ | 権利擁護の推進 |
| 個別施策３ | 情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の推進 |

### （2）毎日の暮らしを充実させ、自分らしく活躍できるための支援

障がいのある人一人ひとりが、その能力や特性を生かしながら、市民の一人として地域で主体的に暮らし、自分らしく活躍できる環境づくりを進めます。

そのため、学習、文化・芸術活動、スポーツ、地域活動などへの参加機会の充実を図るとともに、自立に向けた就労支援や雇用の促進に取り組みます。

特に、障がいのある人の多様な働き方を支えるため、事業者への理解促進や就労定着支援の充実を図ります。

| | |
|---|---|
| 個別施策１ | 雇用・就労の促進 |
| 個別施策２ | スポーツ・文化芸術活動などを通じた社会参加の促進 |
| 個別施策３ | 保育・教育活動・日中活動の充実 |

### （3）一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、一人ひとりの状況やニーズに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。

特に、障がいのある人の自己選択・自己決定を尊重しながら、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携を強化し、相談支援体制及び障がい福祉サービスの充実に取り組みます。

また、発達障がい児者や医療的ケア児者に対しては、それぞれの特性や状況に応じた適切な支援が継続的に提供されるよう、本人支援、家族支援及び地域の支援体制の充実を図ります。

| | |
|---|---|
| 個別施策１ | 相談支援体制の充実 |
| 個別施策２ | 障害福祉サービスの充実 |
| 個別施策３ | 保健・医療サービスの充実 |
| 個別施策４ | 発達障がい児者支援の充実 |

### （4）安心して生活できるまちづくり

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、公共交通機関や公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人に配慮したハード・ソフト両面のバリアフリーによる生活環境の整備を進めます。

また、災害時においても障がいのある人が必要な情報を迅速に取得し、円滑に避難するとともに、避難所等において障がい特性に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関や地域住民との連携を強化し、地域で支え合う体制づくりを推進します。

| | |
|---|---|
| 個別施策１ | バリアフリーの推進 |
| 個別施策２ | 災害時の支援体制づくり |

## 3 施策体系

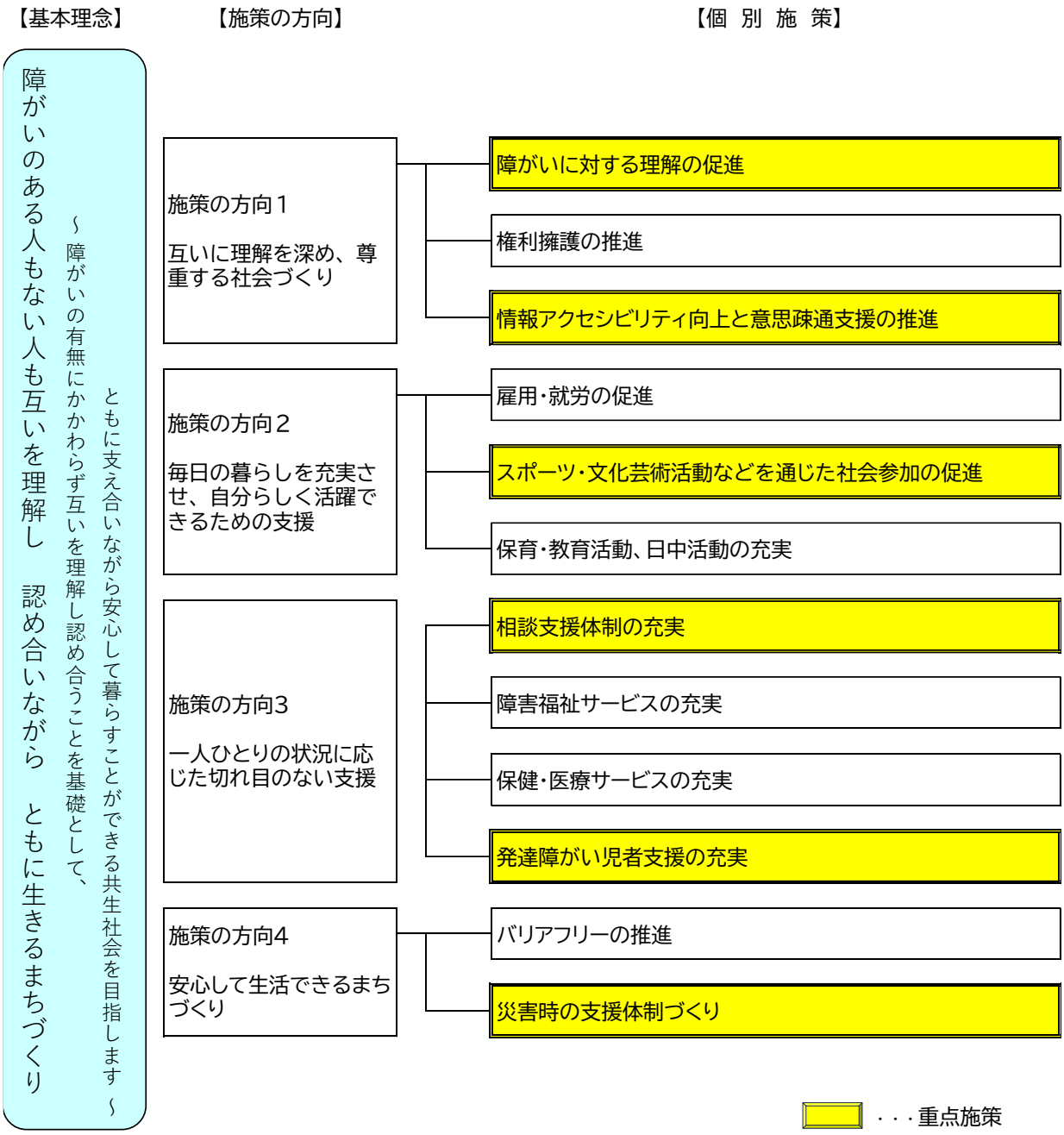
【基本理念】
【施策の方向】
【個 別 施 策】
障がいのある人もない人も互いを理解し 認め合いながら ともに生きるまちづくり
～ ともに支え合いながら安心して暮らすことができる共生社会を目指します ～
～ 障がいの有無にかかわらず互いを理解し認め合うことを基礎として、
施策の方向１
互いに理解を深め、尊重する社会づくり
障がいに対する理解の促進
権利擁護の推進
情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の推進
施策の方向２
毎日の暮らしを充実させ、自分らしく活躍できるための支援
雇用・就労の促進
スポーツ・文化芸術活動などを通じた社会参加の促進
保育・教育活動、日中活動の充実
施策の方向3
一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援
相談支援体制の充実
障害福祉サービスの充実
保健・医療サービスの充実
発達障がい児者支援の充実
施策の方向4
安心して生活できるまちづくり
バリアフリーの推進
災害時の支援体制づくり
・・・重点施策

# 第４章

施策の展開

施策の方向 1

## 互いに理解を深め、尊重する社会づくり

### 個別施策１　障がいに対する理解の促進　重点施策

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人への理解を深め、互いに支え合う社会づくりが重要です。

障がいのある人やそのさまざまな特性に対する偏見や無理解といった「意識上の障壁（バリア）」の解消を図り、相互理解とコミュニケーションを通じて支え合う「心のバリアフリー」を推進します。

#### 施策１　障がい等への理解（心のバリアフリー）の促進

・障がいや障がい者に対する市民の理解（心のバリアフリー）を促進するため、市の広報紙やホームページをはじめ、障がい福祉団体や障害福祉サービス事業所の機関紙等による広報啓発に取り組みます。
・視覚障がい者誘導ブロックや障がい者用駐車スペース、障がい者用のマーク等の周知を図り、障がいや障がい者への必要な配慮についての理解を促進します。
・国や県などの啓発パンフレットや動画等を活用し、障がいや障がい者への理解を促進します。
・日常における必要な支援等をお願いするときに使用する、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及を図ります。
・精神障がいについての正しい知識の普及や、精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を開催します。

#### 施策２　障害福祉施設と地域住民との交流促進

・障害福祉サービス事業所が行う地域住民との交流事業について、事業所の取り組みを集団指導等で共有し、交流事業の促進を図ります。

#### 施策３　福祉教育の推進

・全ての小中学校において福祉教育を実施し、児童生徒の障がい理解を促進します。
・障がいへの正しい知識と認識を深めるため、通常学級の児童生徒に対し、交流学習と併せて道徳や総合的な学習において障がいや障がい者に対する理解を促進する心のバリアフリー教室を実施します。

**成果指標・目標値**

**指標①　心のバリアフリー教室開催数**

**R7 年度　年 6 校　→　R14 年度　年 5 校以上**

**指標②　合理的配慮についての職員研修回数**

**R7 年度　年 2 回　→　R14 年度　年 3 回以上**

## 個別施策２　権利擁護の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、一人ひとりの権利が尊重され、差別や虐待を受けることなく生活できる環境づくりが重要です。

障がい者虐待の防止や成年後見制度の利用促進など権利擁護の取組を推進するとともに、障害者差別解消法に基づく差別の解消や合理的配慮の普及を通じて、障がいのある人の権利を守る社会づくりに取り組みます

### 施策１　権利擁護に関する理解促進

・ふくい嶺北圏域成年後見制度利用促進基本計画（ふくい嶺北連携中枢都市圏ビジョン）に基づき、8 市町（福井市、勝山市、鯖江市、越前市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）が共同で『ふくい嶺北成年後見センター』を設置運営しています。その中で、成年後見制度に関する理解促進と普及啓発のための研修会を開催し、障がいのある人の権利擁護を図ります。
・市民に対し、障がいを理由とする差別の解消のための啓発を行います。
・障がいを理由とする差別を受けた場合の相談窓口となって、差別の解消に向けた事案の収集と対応に努めます。
・「障がい者差別解消支援地域協議会」において、障がい者差別に関する相談等についての課題や情報を共有し、差別解消に向けた取組や効果的な周知方法などを協議します。

### 施策２　成年後見制度の利用支援

・知的や精神に障がいのある人のうち、判断能力を十分に発揮する状況にない人が不利益を被らないよう成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助します。

### 施策３　市民後見の推進

・権利擁護の担い手確保のため、市民後見人養成講座を開催し、講座修了者に対しては定期的なフォローアップ研修や面談を行うとともに、後見受任後も相談しやすい体制を整えます。

### 施策４　日常生活自立支援事業

・判断能力が不十分な障がいのある人に対し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業（事業主体：社会福祉協議会）を案内し、障がいのある人の権利擁護を推進します。

### 施策５　虐待の防止

・障がい者虐待の防止等に関する広報、その他啓発活動を行います。
・障がい者虐待の早期発見・防止のため、障がい者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催し、関係機関との連携を強化します。
・虐待の相談・通報に際しては、市が作成した「障がい者虐待対応の手引き」を活用し、障がい者虐待防止センターと連携して、迅速かつ適切に対応します。また、必

要に応じて障がいのある人の保護や養護者支援、事業所への改善指導を行い、虐待の解消および再発防止を図ります。

・本市条例において市内の事業所に義務づけている虐待防止の措置について、運営指導で実施状況を確認し、取組の徹底を図ります。

施策６　消費者トラブルなどの被害防止

・悪質商法や詐欺などによる消費者被害に遭わないよう、公民館や地域の集会場へ出向き、注意喚起・啓発を行います。

施策７　市事務事業における合理的配慮の提供

・障がいのある人の日常生活や社会生活を制限しているソフト・ハードの両面にわたる社会的障壁の除去に向けて、障害者差別解消法に基づき、必要かつ合理的配慮がなされるよう、市における事務や事業の実施に努めます。

・行政サービスにおいて障がい者への適切な配慮や支援ができるよう、市職員に対し障がい理解を深めるための研修等に取り組みます。

施策８　民間事業者における合理的配慮の推進

・市内の民間事業者に対して、障害者差別解消法に基づき、その事業活動において必要かつ合理的配慮がなされるよう、啓発を行います。

**成果指標・目標値**

**指標③ 障がい特性理解のための市民向け講演会の開催**

**R7 年度　年 1 回　→　R14 年度　年 1 回以上**

**指標④ 社会において障がいを理由とした差別があると思う市民の割合**

**R7 年度　88%　→　R14 年度　50%以下**

## 個別施策３　情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の推進　重点施策

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行（令和 4 年 5 月）により、市町村は、障がいのある人による情報の取得と利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進することとされています。

また、社会全体のデジタル化の進展を背景に、行政においても手続きの電子化や情報発信のデジタル化が進んでいることから、多様な障がい特性を考慮した情報保障やバリアフリーなデジタル環境の整備が求められています。

市からの広報物について、文字や色彩の配慮、音声による読み上げ、点字等による表記、デジタル技術を活用した情報保障の推進など、障がいのある人のアクセシビリティの向上に取り組みます。

また、手話が言語であるとの認識の下、手話への理解促進や意思疎通支援を担う人材の育成に取り組みます。

### 施策１　情報バリアフリーの推進

・市の広報紙について、紙面の文字や色彩などに配慮し、障がいのある人に見やすくわかりやすい情報を提供します。また、「声の市政だより」を発行するとともに、音声読み上げ機能を持つアプリ「カタログポケット」での配信を行います。
・市のホームページについて、ウェブアクセシビリティに配慮したページ作成を行うとともに、視覚障がいのある人も利用しやすいよう、音声読み上げサービスを提供します。
・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がいのある人の情報提供支援に取り組みます。
・言葉によるコミュニケーション困難者の意思疎通の円滑化を図るため、ボード形式のコミュニケーション支援ツールを活用します。
・会議や協議会等の資料について、視覚障がいのある委員の参加に配慮し、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）を事前に提供するなど、必要な情報取得の手段を講じます。
・市議会一般質問や市長記者会見に、手話通訳と字幕を挿入します。
・民間事業者に対し、障がいのある人の情報取得や意思疎通への理解促進を図るとともに、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用できる環境づくりについて啓発を行います。

### 施策２　デジタル技術を活用した情報保障（ＩＣＴの活用）の推進

・「手話リンク※」を市の事務事業に導入し、聞こえない人からの問合せを、電話リレーサービスの手話通訳オペレータを介して音声電話で受け付けます。
・自宅に居ながら各種行政手続きができるよう、デジタル技術を活用した「行かない窓口（行政手続きのオンライン化）」を進めます。
・スマートフォンなどの小型端末機器の位置情報システムなど、ＩＣＴを活用した見守り体制の有効性について周知し、利用促進を図ります。

・音声データの活用など、近年のＩＣＴ（情報コミュニケーション技術）を用いて、本市における情報バリアフリーの推進に努めます。

※ 手話リンクの流れ図




画像提供：総務大臣指定　電話リレーサービス提供機関
一般財団法人日本財団電話リレーサービス

施策３　手話に関する理解促進及び学習機会の充実

・手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行い、聴覚障がい者の意思疎通を支援します。
・市民・事業者に対し手話ミニ講座を開催し、手話や聴覚障がい者への理解を促進します。
・市民に対して、手話の日（9 月 23 日）を周知し、手話が音声言語と対等な言語であることを広め、ろう者の人権を守るための意識を高めます。
・手話文化（手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産）の保存、継承及び発展に努めます。

施策４　意思疎通支援等を担う人材の育成

・障がいのある人のコミュニケーションや社会参加に必要な支援の充実を図るため、手話奉仕員養成講座や、その後のフォローアップ講座を開催するなど、意思疎通支援を担う人材の確保・育成に努めます。
・要約筆記者、音訳・点訳ボランティア養成講座の周知を行い、ボランティアの人材確保を推進します。

施策５　読書バリアフリーの充実

・読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、だれもが読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるよう、読書環境の充実、利便性の向上を図ります。
・だれもが円滑に図書館を利用できるよう、設備・機器の更新などに、継続して取り組みます。
・読書をサポートする機器の周知に努めます。

・視覚障がい者等も利用しやすいアクセシブルな書籍の拡充を図り、個人の特性に応じた読書推進と情報保障に努めます。
・特別支援学校（学級）に対する絵本の読み聞かせを実施します。
・紙書籍との特性の違いを踏まえ、インターネットを利用したサービスなど様々な媒体の読書について周知、拡充を図ります。

**成果指標・目標値**

**指標⑤ 手話ミニ講座への参加者数（市民、事業者向け）**

**R7 年度　累計 63 人　→　R14 年度　累計 420 人以上**

**指標⑥ 手話奉仕員養成講座及びフォローアップ養成講座　修了者数**

**R7 年度　累計 45 人　→　R14 年度　累計 315 人以上**

**指標⑦ 図書館におけるバリアフリー資料の所蔵数**

**R7 年度　5,860 冊　→　R14 年度　6,910 冊**

施策の方向 2

## 毎日の暮らしを充実させ、自分らしく活躍できるための支援

### 個別施策１　雇用・就労の促進

障がいのある人の雇用・就労の促進は、障がいのある人が地域で自立した生活を送るための重要な施策です。このため、障がい者雇用への理解促進や障がい特性に応じた働く場の確保を通じて、障がいのある人が働きやすい環境づくりを進めます。

また、障がいの内容や程度に応じた多様な就労機会の確保や就労定着を図るため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を強化します。

さらに、障害者就労施設等からの優先調達や販路拡大への支援を推進し、工賃向上と就労機会の確保に取り組みます。

#### 施策１　就労支援体制の整備

・障がいのある人の職業相談や支援に関わる公共職業安定所や障害者職業センター、特別支援学校、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関で構成する障がい者自立支援協議会（就労部会）において、障がいのある人の就労支援の連携体制を強化します。

#### 施策２　一般就労の促進

・福祉施設からの一般就労への移行を推進するため、関係団体と連携し、就労系サービス事業所の質の向上や事業所間の情報共有を行います。
・障がい者雇用の実態や、企業が求める人材と就労を希望する障がいのある人の情報を収集し、障害者就労施設や障害者就業・生活支援センター等との情報連携や調整を行い、一般企業への就労促進と就労後の定着を支援します。
・障がい福祉サービスによる一般企業への就職支援や就労後の定着支援を行い、就労の促進を図ることにより、障がいのある人の経済的・社会的自立を支援します。
・障がいのある人が一般企業で短期の就労体験ができる機会を提供することで、障がいのある人の就労に関する適性や能力の把握を支援するとともに、企業の障がい者雇用に対する理解促進を図ります。
・障がいのある人の特性等に応じて幅広い分野で活躍できるよう、農業分野での雇用機会の拡大を図ります。
・就労を希望する障がいのある人の特性に応じた就職活動を支援する、就職支援セミナーを開催します。

#### 施策３　就労関係機関との連携

・福井県障がい者等雇用促進事業などを活用し、一般就労への移行を促進します。
・就労や就労の継続を支援するため、ジョブコーチなど関係機関の各種就労支援制度を周知します。

施策４　雇用・就労に関する情報提供の充実

・公共職業安定所などの求人情報、雇用情報などの情報提供を充実します。
・求人相談や労働相談、障がい者雇用相談等について、庁舎内の「福祉・就労支援コーナーふくい」の紹介などを通じ、就労支援に関する情報を提供します。

施策５　就労系サービスの利用促進

・一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定期間にわたり必要な訓練を行う就労移行支援事業を周知し、利用を促進します。
・一般就労が困難な障がいのある人に、福祉的な支援を受けながら働く場としての就労継続支援事業の利用を推進します。
・障がいのある人が自らの希望や能力、適性に応じた就労先や働き方を選択できるよう、就労選択支援事業の利用を推進します。

施策６　障がい者雇用の理解促進

・9 月の障害者雇用支援月間を中心に、各種啓発イベントを開催し、障がい者雇用について事業主をはじめ広く市民の理解を促進します。

施策７　企業への支援

・障がい者雇用に関する各種支援制度について、リーフレット等で周知を図り利用を促進します。

施策８　障がい者就労支援施設からの優先調達の推進

・障害者就労施設等で生産された商品や役務の発注に努め、販路拡大を支援します。
・障害者就労施設等で作られた製品を紹介・販売する「セルプフェア」等の開催を継続し、販路拡大や工賃向上を支援します。

施策９　公的機関における障がい者雇用の促進

・障がいの内容や特性に応じた業務の調整を行い、本市及び関係機関における障がい者雇用の促進と職場定着に取り組みます。また、全ての職員が障がい者雇用の社会的責務を理解し、障がいのある職員が能力を十分に発揮できるよう環境づくりに努めます。

**成果指標・目標値**

**指標⑧ 会社見学会の開催数（農業分野含む）**

**R7 年度　年 1 回　→　R14 年度　年 3 回以上**

**指標⑨ 就労選択支援事業の利用者数**

**R7 年度　累計 50 人※1　→　R11 年度※2　累計 550 人以上**

※1 R7 年 10 月～R8 年 3 月までの合計 ／ ※2 R11 年度に R14 年度目標を設定

## 個別施策２　スポーツ・文化芸術活動などを通じた社会参加の促進　重点施策

スポーツ、文化芸術活動、地域活動等への参加は、障がいのある人の生きがいや自己実現、人との交流を促進し、自立と社会参加を支える重要な役割を果たします。このため、関係機関と連携しながら、多様な活動に参加できる環境づくりを進めます。

また、文化芸術活動を通じて障がいのある人の個性や創造性を発揮する機会を充実させるとともに、市民の交流や障がい理解の促進を図ります。

さらに、地域活動やボランティア活動への参加を支援するとともに、社会参加に必要な外出支援の充実に取り組みます。

### 施策１　障がい者スポーツの普及・推進

・障がいのある人もない人も、ともに楽しむことができるスポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及に取り組みます。
・障がい者スポーツへの理解促進と競技人口の増加を図るため、障がいのある人もない人も参加することのできるスポーツイベントを開催します。
・障がいの有無に関わらず、ライフステージに応じて楽しみながら運動・スポーツに参加し、心身ともに健康で活力ある生活を送ることができる環境をつくります。

### 施策２　文化・芸術活動を通じた交流の促進

・障がいのある人に芸術文化活動の発表の機会を提供し、多くの市民が障がい者アートに触れ、障がいの有無に関わらず誰もが交流できる場を創出するため、障がい者芸術文化祭を開催します。

### 施策３　地域活動参加の推進

・障がいのある人の地域活動への参加を促進するため、地域での講演会や研修会等の開催に対し、必要に応じて手話通訳者等を派遣します。

### 施策４　スポーツ・文化芸術活動に関する情報提供の充実

・障がいのある人が気軽に参加できる講座や、教室、サークル活動、レクリエーション活動などの情報を提供します。

### 施策５　ボランティア活動の推進及び担い手の育成

・障がいのある人を支援する市民ボランティアが活躍できるよう、ボランティア活動の情報発信や講座等を開催します。
・障がいのある人のコミュニケーションや社会参加に必要な支援の充実を図るため、手話奉仕員養成講座や、その後のフォローアップ講座を開催するなど、意思疎通支援を担う人材の確保・育成に努めます。（再掲　p.35 意思疎通支援等を担う人材の育成）
・要約筆記者、音訳・点訳ボランティア養成講座の周知を行い、ボランティアの人材確保を推進します。（再掲　p.35 意思疎通支援等を担う人材の育成）

施策６　障がい者団体等への支援

・障がいのある人一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、自らの可能性を最大限に伸ばすとともに、自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、当事者団体の活動を支援します。

・当事者団体や支援者団体等が開催する大会、講演会、研修会など、障がい福祉施策の推進に資する多様な活動に対して、後援等による支援を行います。

施策７　外出支援の充実

・社会参加等の活動を促進するため、タクシー利用助成を継続し、外出を支援します。

・障がい児者の外出時に必要となる支援を行い、余暇活動や社会参加の充実を図ります。

**成果指標・目標値**

**指標⑩ スポーツイベント開催数**

**R7 年度　年 1 回　　→　　R14 年度　年 1 回**

**指標⑪ 障がい者芸術文化祭の開催**

**R7 年度　年 1 回　　→　　R14 年度　年 1 回**

**指標⑫ 市主催の研修会や講座への手話通訳士等派遣回数**

**R7 年度　年 79 回　　→　　R14 年度　年 60 回以上**

## 個別施策３　保育・教育活動・日中活動の充実

障がいのある人が身近な地域の中で主体的に生きがいを持って生活できるよう、日中活動や社会参加の機会の充実を図るとともに、地域活動支援センターなどの通所サービスの利用を促進します。

また、障がい児が身近な地域で他の子どもたちと関わりながら、それぞれの特性や教育的ニーズに応じた保育や教育を受けることができる環境づくりを進めます。

さらに、放課後や長期休業期間における居場所の確保や多様な活動への参加機会の充実を図るとともに、精神障がいのある人に対しては、保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、本人のニーズに応じた地域生活支援を推進します。

### 施策１　地域での活動の機会の充実

・地域活動支援センターにおいて、個別相談支援や日常生活訓練等の提供を行い、就労訓練等通所系の障がい福祉サービスの利用継続が困難な人などの自立のきっかけとなるような支援の充実に努めます。
・日中一時支援事業については、引き続き障がい児の受入体制を充実します。

### 施策２　障がい児の保育・教育活動の充実

・障がい児が身近な地域で、障がいの有無にかかわらず学び育つことができるよう、障がいの特性に配慮したハード面・ソフト面の受入体制の整備を進めます。
・公立学校における移動円滑化基準への適合義務に対応するため、小中学校に必要な施設整備や改修等を行います。
・特別な配慮が必要なこどもが小中学校、特別支援学校への入学・進学にあたり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学や支援を受けられるよう、相談会を実施します。

### 施策３　障がい児の日中活動の充実

・障がい児の居場所づくりや健全育成を図るため、放課後等デイサービスなどの提供体制を充実します。
・放課後児童クラブでの障がい児の受け入れについて、適切な対応ができるよう、職員に対する啓発を行うほか、関係機関との連携を強化します。

### 施策４　社会参加や地域活動に関する情報提供の充実

・日中活動サービスの普及啓発を図るため、地域活動支援センターやスポーツ教室などの情報を発信します。

### 施策５　精神障がいのある人の退院後支援

・措置入院者等のうち退院後支援を実施する必要性が高い人に対し、退院後支援計画を作成し支援を行います。

施策の方向 3

## 一人ひとりに応じた切れ目のない支援

### 個別施策１　相談支援体制の充実　重点施策

障がいのある人が、乳幼児期から高齢期まで住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、本人や家族の意思を尊重しながら、一人ひとりの障がい特性や生活状況、多様なニーズを把握し、適切な福祉サービスの提供及び調整を行う相談支援が重要です。

また、障がい児者やその家族が身近な地域で安心して相談できる環境を整えるため、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関との連携を強化するとともに、基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワークの充実を図り、一人ひとりに寄り添った継続的な支援を推進します。

#### 施策１　相談支援体制の充実

・当事者・家族、医療・保健・こども・福祉に関わる相談機関、特定相談支援事業所等で構成する障がい者自立支援協議会（相談支援部会）において、課題の抽出と協議を行い、障がいのある人の相談支援体制を充実します。
・地区障がい相談支援事業所において、潜在的要支援者や地域の社会資源の把握を行うとともに、地域の関係機関とのネットワークの構築を推進します。
・基幹相談支援センターによる障がいのある人への総合的で専門的な相談を行い、相談支援体制を強化します。
・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する専門的な指導や助言、人材育成の支援をはじめ、地域の相談機関との連携を強化します。

#### 施策２　多様な関係機関との連携強化

・障がい者自立支援協議会を活用し、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関の連携強化や地域課題の共有・解決に取り組みます。

#### 施策３　相談支援に携わる人材育成や資質向上のための支援の充実

・相談支援専門員が障がい児者のニーズや特性に応じた適正なサービス等利用計画等が作成できるよう、資質向上を図るため、必要な研修を実施します。
・特定相談支援事業者において、サービス等利用計画等の作成及び定期的なモニタリングを行うために必要な相談支援専門員及び特定相談支援事業所の確保に努めます。
・障がい児者のニーズに合った適切なサービス提供を進めるため、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成及びモニタリングを推進するとともに、計画の質の向上を図ります。
・障害者相談員と民生児童委員等の相談活動に対して、適切な情報の提供や連携を図るための支援を行います。

施策４　本人・家族への相談支援の充実

・難病患者や小児慢性特定疾病児童等、及びその家族の療養・療育上の不安解消を図るため、疾病に関する専門医師による相談会を行います。

・難病患者や小児慢性特定疾病児童等、及びその家族が抱える、療養・療育上の悩みや不安に対し、保健師等が相談に応じるとともに、必要な助言や情報提供、関係機関との連携を図り、患者や家族の在宅療養への支援に努めます。

・障がいのある人やその家族が孤立することなく必要な支援につながるよう、保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、相談支援や訪問支援等を通じて、本人や家族に寄りそった継続的な伴走支援に取り組みます。

・各種障害福祉サービスに関する相談、助言、情報提供を適切に行うとともに、障がいの特性や相談の内容により高い専門性が必要な相談に対応するため、社会福祉士や保健師などの資格を持った市職員による相談対応の充実に努めます。

**成果指標・目標値**

**指標⑬ 相談支援専門員のスキルアップのための研修会開催**

**R7 年度　年 5 回　　→　　R14 年度　年 4 回以上**

**指標⑭ 市内相談事業所への訪問による専門的な指導・助言**

**R7 年度　全事業所　　→　　R14 年度　全事業所**

## 個別施策２　障害福祉サービスの充実

障がいの内容や程度、生活状況により支援ニーズは多様であることから、一人ひとりの状況やニーズに応じたサービスを提供します。

また、障害者総合支援法に基づき、施設や病院から地域生活への移行や地域定着に向けた取組が進められていることから、地域の実情や利用者の状況に応じた障害福祉サービスの充実を図ります。

さらに、医療的ケア児者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ライフステージに応じた相談支援や福祉サービスの充実に取り組みます。

加えて、利用者の利便性向上や事業所の業務効率化、サービスの質の向上を図るため、ＩＣＴ等のデジタル技術の活用を推進します。

### 施策１　地域生活への移行の促進と地域での居住支援の機能強化

・施設や病院からの地域移行や、親亡き後を見据えた地域生活を支援するため、地域生活支援拠点等の機能の周知や活用を促進します。

### 施策２　障がい児支援の充実

・障がい児に対して、身近な地域で適切な時期に必要な療育や保育等のサービスが提供できる体制を強化します。
・障がい児への柔軟な相談対応による早期支援や個々のニーズに即した支援など、障がいのある児や保護者などへの対応を強化します。
・児童発達支援センターを地域における中核的な療育支援施設と位置付け、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族からの相談、通所利用の障がい児やその家族に対する支援、障がい児を受け入れている施設への支援、助言を行い支援体制を強化します。

### 施策３　訪問系サービスの充実

・障がいのある人の居宅生活において、障がいの特性やニーズに対応した適切な訪問系サービスを提供します。

### 施策４　日中活動系サービスの充実

・障がいのある人に食事や入浴などの介護、身体機能や生活能力向上のための訓練、レクリエーションや生産活動の場など、適切な日中活動系サービスを提供します。

### 施策５　居住系サービスの充実

・障がいのある人が就労や日中活動を利用し地域生活を送るための居住の場であるグループホームの利用を促進するとともに、障がいの状況やニーズに応じた施設入所支援のサービスを提供します。

### 施策６　地域生活支援事業の充実

・障がい児者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟に事業を実施します。

### 施策７　補装具等の充実

・障がい児者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や将来の独立自活を支援するため、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具等の給付を行います。また、日常生活の便宜を図るため、日常生活支援用具の給付等を実施します。

・障害者手帳の対象にならない軽度・中度難聴児の学習や生活を支援するため、補聴器の購入費用の助成を継続します。

### 施策８　各種年金・福祉手当等の支給による経済的支援の推進

・障害基礎年金や各種福祉手当等の制度を周知し、障害のある人の生活の安定を図るため、適切に支給します。

### 施策９　助成・減免制度の周知と活用促進

・自動車税等の減免など、障がいのある人に対する税制上の措置等を周知し、活用を促進します。

### 施策１０　高齢の障がいのある人への生活支援

・高齢者世帯等に対して、軽作業の援助や、屋根の雪下ろし費用の一部助成を行い、日常生活を支援します。

・ひとり暮らしの重度身体障がい者及びひとり暮らし等高齢者登録者で疾病等により緊急時の対応に不安がある方に緊急通報装置等を貸与します。また、24 時間見守りが必要な方には生活反応センサーの貸し出しも行います。

・スマートフォンなどの小型端末機器の位置情報システムなど、ＩＣＴを活用した見守り体制の有効性について周知し、利用促進を図ります。（再掲　p.34 デジタル技術を活用した情報保障（ＩＣＴの活用）の推進）

### 施策１１　医療的ケア児者への支援

・医療的ケア児者が心身の状況に応じた適切な支援を受けながら地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関による連携体制の充実を図ります。

### 施策１２　障がい福祉分野におけるＩＣＴの活用

・ＩＣＴを活用したオンライン相談や情報共有の推進などにより、利用者の利便性向上と障がい福祉現場の生産性向上を図ります。

**成果指標・目標値**

**指標⑮ 医療的コーディネーター配置数**

**R7 年度　8 名　　→　　R11 年度※　10 名**

※ R11 年度に R14 年度目標を設定

**指標⑯ 医療的ケア児支援協議会回数**

**R7 年度　年 1～2 回　　→　　R14 年度　年 2 回**

## 個別施策３　保健・医療サービスの充実

障がいの原因となりうる疾病の早期発見・早期治療や重症化予防を図るため、母子保健事業や生活習慣病予防、介護予防事業、精神保健事業を推進します。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、適切な保健・医療サービスを利用できる体制づくりを進めるとともに、関係機関との連携を強化します。

さらに、重度障害者（児）医療、自立支援医療、小児慢性特定疾病医療の医療費にかかる経済的負担の軽減を図ります。

### 施策１　母子保健事業の推進

・こども家庭センター「ふくっこ」において、妊娠届出時の全妊婦との面談や来所相談などで、正しい知識や情報を提供するとともに、支援が必要な母子を早期に把握し、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携した切れ目ない支援を行います。
・疾病の早期発見・早期支援を図るため、妊婦及び乳幼児健診の受診を勧奨します。
・妊娠期から子育て期において、母子保健に関する正しい知識の普及と相談の充実に努めます。

### 施策２　健康づくりと疾病の発症・重症化予防の推進

・疾病の予防と早期発見のため、健康診査等の実施を推進するとともに、医療機関等との連携を強化し発症・重症化予防のための保健指導等を充実します。
・糖尿病等の生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、生活習慣の改善のための取組みを充実します。

### 施策３　こころの健康づくりと精神疾患に関する支援の充実

・健診会場においてストレスチェック票を配布し、自己診断によるストレス度合いの把握と相談機関の周知に努めます。また、各種健康教室等で心の健康に関する普及啓発を行います。
・精神科医師による定例精神保健相談を実施し、精神保健に関する必要な指導を行います。
・保健師・社会福祉士が、精神保健に関する相談に応じ、訪問等により必要な助言指導を行います。
・誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、保健、医療、福祉、教育、労働、地域等の多分野の関係者により、本市の自殺対策の推進に関する情報を共有し、課題を協議するとともに、関係者の連携を強化して、こころの健康づくりを推進します。
・精神障がいについての正しい知識の普及や、精神障がいのある人に対する理解を深めるための講演会を開催します。（再掲　p.31 障がい等への理解（心のバリアフリー）の促進）

### 施策４　医療費負担の軽減

・「重度障害者（児）医療費助成」「子ども医療費助成」「ひとり親家庭等医療費助成」などの助成を行います。

・心身の障がいの軽減を図るために受けた医療に対し、医療費の自己負担を軽減します。（更生医療、育成医療、精神通院医療）
・未熟児が受けた入院養育の医療に対し、医療費の自己負担額を軽減します。（養育医療）
・小児慢性特定疾病は治療が長期にわたり費用も高額になるため、医療費の自己負担分を軽減します。（小児慢性特定疾病医療費助成）
・長期にわたる療養を必要とする難病の医療に対し、医療費の自己負担分を軽減するための申請を受付けます。（特定医療費（指定難病）支給認定申請受付事務）

施策５　難病患者への支援体制構築

・難病法第 32 条に規定する難病対策地域協議会を設置し、難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、体制の整備について協議を行います。

**成果指標・目標値**

**指標⑰ 心の健康をテーマとした健康教室の開催**

**R7 年度　年 1 回　→　R14 年度　年 3 回以上**

**指標⑱ 乳児家庭全戸訪問率**

**R7 年度　100%　→　R14 年度　100%**

## 個別施策４　発達障がい児者支援の充実　重点施策

「発達障害者支援法」の施行、平成 28 年の一部改正施行を経て、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援、就労機会の確保に加え就労定着支援、家族等への支援、地域の支援体制の構築など発達障がい児者への支援策が強化されました。

発達障がいの支援については、就学前から学校教育、就労に至るまで、一人ひとりの状態を把握し、一貫した支援を行うことが重要であり、就学前及び就学後の発見と支援、教育環境の整備、保護者への支援、就労促進、発達障がいの理解促進に取り組みます。

発達障がい児者に対する周囲の理解や関係機関の連携を強化し、幼児期から成人期までのライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。

### 施策１　早期発見・早期療育体制の充実

・幼児健診において、発達障がいの疑いのある幼児の早期発見に努めます。
・ことばの教室や発達相談会等を開催し、保護者への相談・助言を行うとともに、療育や医療機関との連携を図り、必要な支援を行います。
・発達障がい相談支援事業所において、早期の相談に応じます。
・児童発達支援センターを地域における中核的な療育支援施設と位置付け、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族からの相談、通所利用の障がい児やその家族に対する支援、障がい児を受け入れている施設への支援、助言を行い支援体制を強化します。（再掲　p.44 障がい児支援の充実）

### 施策２　特性に応じた保育の充実

・専門的な知識・経験を持つ「保育カウンセラー」を公私立保育園・認定こども園・私立幼稚園・地域子育て支援センター・すみずみ子育てサポート事業所に加え、希望のある認可外保育施設にも派遣します。
・障がい児健全育成事業等により、障がいのある子の受け入れを促進するとともに保護者や保育士等に対する相談・助言を充実します。
・保育士等の資質向上を図るため、保育園・認定こども園等における障がい児に関する研修を支援します。
・公開研修園において、療育的視点を持つ教育保育を実施し、発達の気になる子どもの健やかな育ちにつなげます。

### 施策３　学校教育における支援の推進

・小中学校に対し、障害福祉サービスに関する情報提供を行い、支援体制を強化します。
・個別の教育支援計画等を活用し、医療や福祉と連携しながら、児童生徒への支援を充実します。
・互いの個性を尊重し合いながら学んでいくインクルーシブ教育の考え方を取り入れ、学校生活を支援します。
・支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援していくため、「いきいきサポーター」

を小中学校に配置します。

### 施策４　発達障がい者の就労の促進（再掲　p.37 一般就労の促進）

・発達障がいについて正しく理解し、障がい特性に適切に対応できるよう、研修会などの機会を通じ、企業内での理解を促進します。
・障がい福祉サービスによる一般企業への就職支援や就労後の定着支援を行い、就労の促進を図ることにより、障がいのある人の経済的・社会的自立を支援します。（再掲　p.37 一般就労の促進）
・障がいのある人が一般企業で短期の就労体験ができる機会を提供することで、障がいのある人の就労に関する適性や能力の把握を支援するとともに、企業の障がい者雇用に対する理解促進を図ります。（再掲　p.37 般就労の促進）
・障がいのある人の特性等に応じて幅広い分野で活躍できるよう、農業分野での雇用機会の拡大を図ります。（再掲　p.37 一般就労の促進）
・就労を希望する障がいのある人の特性に応じた就職活動を支援する、就職支援セミナーを開催します。（再掲　p.37 一般就労の促進）
・9 月の障害者雇用支援月間を中心に、各種啓発イベントを開催し、障がい者雇用について事業主をはじめ広く市民の理解を促進します。（再掲　p.38 障がい者雇用の理解促進）

### 施策５　ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実

・幼児期・学齢期から青年期まで、発達障がい児一人ひとりに合った切れ目のない支援をつないでいくため、支援ツール「子育てファイルふくいっ子」を幼児健康診査や発達相談会等の様々な機会を通じて周知を図るとともに、保健・医療・福祉・保育・教育の各分野における情報共有や連携に活用し、継続的な支援につなげます。
・庁内各担当部署での「発達障がい児者庁内連絡会」及び医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関での「発達障がい児者専門支援者検討会」を開催し、障がいの特性に応じた相談機能の充実と幼児期から成人期までのライフステージに応じた支援体制を強化します。
・就学期から成人期にかけての切れ目のない支援を協議するために県との連携会議を開催します。
・発達障がい児から者への移行期において、自分らしく安定した生活を送るために、相談支援事業所等と連携し、日中や住居の支援を行います。

### 施策６　発達障がいの理解促進

・関係機関や関係団体等と協力し、発達障がいや障がいのある人の理解促進に取り組みます。
・発達障がいの特性などについて理解を促進するための講演会を発達障がい啓発週間（4 月 2 日～8 日）を中心に開催します。
・発達障がいの特性や相談窓口、支援機関に関するパンフレットを活用し、障がい理解の促進と支援策を周知します。

### 施策７　支援人材の育成

・発達障がい相談支援事業所において障がい福祉サービス事業所など関係機関の職

員を対象に、発達障がいの特性にあった適切な相談や助言、サービスが提供できるよう、人材育成のための研修を実施します。
・研修実施にあたっては、障がい児通所支援事業所支援員のほか、幼児期や学童期の支援を担う保育士等の参加を促し対象者を拡充し開催します。

### 施策８　サービスの提供及び環境整備の推進

・放課後や長期休暇中などの安心・安全な居場所を確保し、障がい児への支援を継続します。
・障がい児への柔軟な相談対応による早期支援や個々のニーズに即した支援など、障がいのある児や保護者などへの対応を強化します。（再掲　p.44 障がい児支援の充実）
・令和元年度に再編した地域活動支援センターを、発達障がい児者が気軽に利用できるよう周知に努め、ピアサポートを通して社会性を養うとともに、不登校やひきこもりなどの二次障がいの防止に努めます。
・読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、発達障がい児者等への読書環境の利便性向上に取り組みます。

**成果指標・目標値**

**指標⑲ 発達障がい児者支援の人材育成数**

**R7 年度　累計 307 人　　→　　R14 年度　累計 800 人**

施策の方向 4

# 安心して生活できるまちづくり

## 個別施策１　バリアフリーの推進

障害者や高齢者等の移動にかかる利便性と安全性の向上ために、公共交通機関や道路、公共施設や民間施設においてバリアフリー化を進めます。

また、障がいのある人の気持ちに寄り添った心のバリアフリーや、障がいのある人が必要な情報を必要なときに入手し発信できる情報バリアフリーにも取り組み、ハード・ソフト両面のバリアフリーを推進します。

### 施策１　公共施設等のバリアフリー化の推進

・「バリアフリー連絡会議」を開催し、公共施設のバリアフリー化の現状や課題、合理的配慮の提供状況等について全庁的に情報共有し、ハード・ソフト両面からバリアフリーを推進します。
・市有施設を中心に、障がいのある人とともにバリアフリーの現地確認を行い、当事者目線による意見を収集して公共施設のバリアフリー化の推進に役立てます。
・公共施設の計画的な整備とともに、計画的なバリアフリー化を推進します。
・公立学校における移動円滑化基準への適合義務に対応するため、小中学校に必要な施設整備や改修等を行います。（再掲　p.41 障がい児の保育・教育活動の充実）

### 施策２　住宅のバリアフリー化の推進

・重度の障がいのある人が居住する住宅を安全で住みやすくするために、必要な改造費用の一部を助成します。
・要介護認定を受けた高齢者等が居住する住宅を整備する費用の一部を助成します。
・市営住宅に設置されたエレベーターやスロープ等を適切に維持管理するとともに、大規模修繕の際、浴室やトイレの手すり設置、床の段差解消など障がいのある人や高齢者に配慮した仕様で整備を進めます。

### 施策３　歩行空間を含めた移動環境の整備

・歩道の段差解消や点字ブロックの設置により市民が安心して歩けるまちづくりを推進します。
・市民や障がい福祉サービス事業所等に対し、市ホームページ、市公式 LINE、広報ふくい等を活用して、点字ブロックを含めた道路損傷に係る通報への協力を呼びかけ、情報収集と安全性の確保に努めます。
・公共施設及び歩道に設置された点字ブロック等の損傷箇所の補修を行うなど、適正な管理を推進します。

### 施策４　交通事業者に対するバリアフリー化の促進及び支援

・障がいのある人や高齢者の乗降時の円滑化や安全の向上を図るため、ノンステップバスの導入を支援します。

### 施策５　福井県福祉のまちづくり条例や法令に基づく指導

・不特定多数が利用する一定規模の新築建物については、バリアフリー法や福井県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主に対する指導助言を行います。
・利用者の一層の利便性を図るため、福井県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準適合証や整備基準遵守率等のバリアフリー状況を表す表示証を交付します。

### 施策６　障がい等への理解（心のバリアフリー）の促進

（再掲　p.31 障がい等への理解（心のバリアフリー）の促進）

・障がいや障がい者に対する市民の理解（心のバリアフリー）を促進するため、市の広報紙やホームページをはじめ、障がい福祉団体や障害福祉サービス事業所の機関紙等による広報啓発に取り組みます。
・視覚障がい者誘導ブロックや障がい者用駐車スペース、障がい者用のマーク等の周知を図り、障がいや障がい者への必要な配慮についての理解を促進します。
・国や県などの啓発パンフレットや動画等を活用し、障がいや障がい者への理解を促進します。
・日常における必要な支援等をお願いするときに使用する、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及を図ります。
・精神障がいについての正しい知識の普及や、精神障がい者に対する理解を深めるための講演会を開催します。

### 施策７　情報バリアフリーの推進（再掲　p.34 情報バリアフリーの推進）

・市の広報紙について、紙面の文字や色彩などに配慮し、障がいのある人に見やすくわかりやすい情報を提供します。また、「声の市政だより」を発行するとともに、音声読み上げ機能を持つアプリ「カタログポケット」での配信を行います。
・アクセシビリティに配慮し、市ホームページの充実を図ります。
・市からの郵便物に発信元などの点字や拡大文字で表記するなど、視覚障がい者の情報提供支援に取り組みます。
・言葉によるコミュニケーション困難者の意思疎通の円滑化を図るため、ボード形式のコミュニケーション支援ツールを活用します。
・会議や協議会等の資料について、視覚障がいのある委員の参加に配慮し、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）を事前に提供するなど、必要な情報取得の手段を講じます。
・市議会一般質問や市長記者会見に、手話通訳と字幕を挿入します。
・民間事業者に対し、障がいのある人の情報取得や意思疎通への理解促進を図るとともに、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用できる環境づくりについて啓発を行います。

成果指標・目標値

指標⑳ 当事者とともに行う公共施設等でのバリアフリー現地調査

R7 年度　年 1 回　　→　　R14 年度　年 1 回以上

指標㉑ 点字ブロックの危険箇所通報への協力と適正管理に関する市民や団体等への呼びかけ

R7 年度　年 2 回　　→　　R14 年度　年 5 回以上

## 個別施策２　災害時の支援体制づくり　重点施策

災害時に自力での避難が困難な障がい者や高齢者について平常時から地域で情報を共有し、災害時の迅速な避難を確保する支援体制を整備します。

また、防災訓練を実施し、避難所での障がい特性に配慮した支援につながるよう、障がい者用防災スカーフやヘルプマークの周知と普及に取り組みます。

さらに、緊急時や災害時の情報提供手段である「緊急通報システム Net119」などの周知により緊急時に迅速に情報提供するなど、障がいのある人が安心して生活できる災害時の支援体制づくりを進めます。

### 施策１　避難行動要支援者名簿の作成・活用

・要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難なため、迅速な避難を図るための支援を要する避難行動要支援者の名簿を作成し、避難の支援に活用します。
・災害時に自力避難が困難な障がいのある人などの避難に関し、名簿情報に基づいた具体的な避難方法等の個別計画を策定し、災害時の避難行動を支援します。

### 施策２　地域での支援体制づくり

・障がい者等への災害時の支援体制を整え、被害を軽減させるため、自主防災組織の設置、地区自主防災組織連絡協議会が行う防災訓練や啓発事業などの防災活動及び防災資機材の購入に関する補助を行います。
・地域ぐるみで障がいのある人の安全を図るため、災害時に特に支援が必要な要援護者を日ごろから把握できるよう、民生児童委員による訪問活動を支援します。
・障害福祉サービス事業者が作成した、災害発生時の在宅での避難行動要支援者に対する安否確認台帳を活用した防災訓練を実施します。
・障害福祉サービス事業所において、非常災害時に利用者の障がい種別や程度、医療的ケアの必要性、その他特に配慮すべき事項等を踏まえた計画の作成及び地域住民との防災訓練の実施を推進します。
・外見からは障がいのあることがわかりにくい方が、周囲に支援が必要であることを伝えるための障がい者用防災スカーフの周知と普及を図ります。
・災害時や緊急時に加え、日常においても必要な支援等をお願いするときに使用するヘルプマーク、ヘルプカードの周知と普及を図ります。
・県や関係団体等と連携し、災害時においては福井県災害派遣福祉チーム（DWAT）による支援体制のもと、避難所等における要配慮者に対する福祉的支援の実施や支援体制の確保を図ります。

### 施策３　医療的ケア児者等への支援体制づくり

・医療的ケアが必要な者（児者）のうち、特に、人工呼吸器、気管切開管理、たん吸引器を必要としている者について、災害時に速やかに安否確認等を行い、適切な支援を行うことができるよう、災害時個別支援計画を作成します。
・医療的ケア児者について、災害時における迅速な安否確認を実施するとともに、医療的ケアの継続に必要な支援ニーズを把握し、関係機関と連携して必要な支援を行

います。

施策４　防災訓練の充実

・総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に地域の住民を中心とした避難行動要支援者支援の訓練を取り入れ、支援体制の向上に重点を置いた訓練など、防災訓練の充実に取り組みます。
・福祉避難所と共同での防災訓練を実施します。

施策５　避難所等における支援体制の確立

・避難所の環境改善のため、車椅子使用者用トイレの整備を進めるとともに、避難所となる学校体育館に空調設備を整備します。
・障害福祉サービスを利用する障がいのある人について、関係機関と連携して必要な支援を行います。
・障がいのある人に対して適切に情報を伝達できるよう、障がい特性に配慮した情報伝達の体制整備を推進します。
・自主防災組織が作成する避難所運営マニュアルの中に、障がい特性に応じた障がいのある人への配慮事項等を記載するよう働きかけます。

施策６　緊急時の情報手段の利用、登録促進

・「緊急通報システムＮｅｔ119」への登録及び利用を促進します。

施策７　防災意識の向上

・障がいのある人や家族に対する防災知識の普及や避難場所、避難方法の周知啓発をします。

**成果指標・目標値**

**指標㉒ 障がい者用防災スカーフやヘルプマークについての市民向け周知啓発活動**

**R7 年度　年 3 回　→　R14 年度　年 5 回以上**

**指標㉓ 非常用電源装置を必要とする医療的ケア児者※の災害時個別支援計の作成率**

**R7 年度　47%　→　R13 年度　100%**

※ 医療的ケアが必要な者（児者）のうち、特に、人工呼吸器、気管切開管理、たん吸引器を必要としている者